

袖ヶ浦市下水道事業運営審議会

1 開催日時 令和7年8月8日（金） 午後2時00分から

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 中庁舎7階 会議室7-1

3 出席委員

会長	高野 司	副会長	本澤 規儀
委員	島田 將士	委員	松岡 幸子
委員	溝口 正行	委員	堀川 尚登
委員	白戸 喜美代		

(欠席委員)

委員	大久保 努
----	-------

4 出席職員

都市建設部 部長	佐野 裕達	都市建設部 次長	岡野 達也
下水道課 課長	塩谷 晃雄	下水道課 副参事 (計画建設班長)	渡部 肇
下水道課 副課長 (施設班長)	鎌田 誠一	下水道課 経営班長	松崎 真伍
下水道課 主査	田中 綾輔	下水道課 副主査	川上健次郎

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議題

- (1) 適正な下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について（審議）
- (2) 令和6年度袖ヶ浦市下水道事業会計決算について（報告）

7 議事 別紙会議録のとおり

- 議事録署名人の選出
高野会長が本澤委員と松岡委員を指名する。

議題（1）適正な下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について（審議）
(事務局より説明)

質問事項等

高野会長

事務局から説明を受けましたが、本日の検討内容は料金体系案、改定時期、付帯意見の3点ありますので、順に検討していきたいと思います。料金体系案を検討するうえで、基本水量の解消、累進度については、皆様のご意見も分かれている部分でございますので、まず、基本水量の解消について考えていきたいと思います。

基本水量の解消については、国からは解消する方向が望ましいと示されており、その流れで他市町村も解消していく方向であるとは思いますが、皆様どうでしょうか。

堀川委員

アンケートでも回答させていただきましたが、基本水量は解消していく方向で良いのではないかと思います。

高野会長

私が前回の審議会で20m³以下の使用者はどれくらいいるかを質問し、今回の資料で回答していただきました。この資料を見ますと20m³以下の使用者の分布は、満遍なくいるので、あまり使わない人も20m³分の基本料金を負担しているから、公平性を考えれば基本水量を解消して、使用した分だけを支払っていただくことが望ましいですね。

島田委員

資料1の2ページ、このグラフの単位は件数ということで、たとえば3, 14件の方が0m³ということですか。

事務局（松崎委員）

はい。このグラフは件数になります。1世帯ではなく、1請求回数になりますので、1者あたり年間6件がカウントされているグラフになります。

島田委員

わかりました。

高野会長

このグラフを見ると、ほぼ満遍なくいるので、平均すると10m³くらいになりますか。

事務局（松崎班長）

そうなります。

高野会長

参考までに基本水量について、事務局の考えを伺いたいと思います。

事務局（松崎班長）

資料1の2ページの分布のとおり、基本水量内の使用者が思ったより多いと思いました。今後、核家族化や単身世帯の増等により、増えていくことが想定されます。また、基本水量内の使用者の分布のとおり、使用水量は様々です。0m³の方がいれば20m³の方もいます。このような中で、たとえば、5m³しか使わない方と15m³使う方が同一料金で良いのかということは、考えなくてはならない課題だと思います。

前回のご説明で国の提言においても、基本水量は解消の方向となっておりましし、他団体の改定状況をみても、基本水量を解消する流れはあると思います。事例として紹介しませんでしたが、館山市においても令和7年度の改定で基本水量を解消しております。今回で解消すべきか否かはありますが、いずれかのタイミングで解消すべきものだと考えています。

なお、基本水量を解消すると20m³以下の使用者の負担が大きく増えてしまう場合がございます。そのための配慮として、基本使用料の上げ幅を抑え、基本水量を解消する場合の料金改定案を作成しております。事務局としては、基本水量はいずれかのタイミングで解消すべきものだと考えています。

高野会長

今、事務局の考えを伺いましたけども、皆様どうでしょうか。

基本使用料を抑えて解消していく。いずれかのタイミングでは基本水量を解消していかなければならないということですか。

事務局（塩谷課長）

そうなります。今回、基本水量の解消を見送ったとしても、次回、またはその次なのか、国からの方針がありますので、解消するまでは協議をしていかなくてはならないものだと考えています。

事務局（松崎班長）

近隣市の状況では君津富津広域下水道組合がまだ基本水量の解消を行っておりませんが、近々、料金改定を検討することが経営戦略に記載されておりましたので、おそらくその時に基本水量の解消が話題にはなると思います。

高野会長

意見も出尽くしたようなので、次の検討に移りたいと思います。

次に、累進度について考えていきたいと思います。累進度については、現行水準とするか上げる案が示されています。皆様ご意見ありますか。

堀川委員

小口使用水量と大口使用水量は、全体に対してどのくらいの割合になりますか。

高野会長

資料を見ますと、 501 m^3 以上の使用者は49者いますね。私の家は3人家族で 40 m^3 程度ですので、ちょうど標準的な世帯になりますね。一般的な世帯は3から5人くらいなのでしょうかね。

堀川委員

たとえば、 10 t 使用していたとして、小口使用者と大口使用者で $50:50$ なのか、 $10:90$ くらいなのか、それくらいのレベルで割合を教えていただきたいです。

事務局（松崎班長）

小口使用者と大口使用者を区分することは難しいですが、たとえば 501 m^3 以上の方の場合、全体に対して、件数の割合は0.2%、使用水量の割合は16.8%になります。全体の0.2%の方々が16.8%の水量を使用し、使用料の24.7%を負担していただいている状況になります。累進制により件数、水量の割合に比べて使用料は多く負担していただいております。

堀川委員

そうしますと、累進度を上げることで大口使用者の負担割合が増えるということですね。

事務局（塩谷課長）

袖ヶ浦市は他市町村と比較すると累進度は低いほうになります。この累進度に関しては何が正解か、何が正しいともいえないです。

高野会長

参考までに累進度について、事務局の考えを伺いたいと思います。

事務局（松崎班長）

累進度については、非常に難しいところがございます。先ほど話題になりました基本水量については、国は解消することが望ましいとしており、事務局としても解消したほうが良いと考えています。累進度については、過度に大口使用者に依存するのは、良くないとは思いますが、把握している限りでは、どの団体も一律の料金ではなく、累進料金となっています。

そのような中で、他団体と比較しても、大口使用者の負担は大きくない部分はありますので、累進度を上げても大口使用者に過度な負担を求めるこにはならないのではないかとも考えますし、現在の累進度で運営してきたことを踏まえて、あえて累進度を変えることをせずに、市原市や千葉市と同様に、累進度を変えなくても良いのではないかとも考えます。非常に難しいものですので、委員の皆様と考えて決めたいと思います。

高野会長

只今、事務局の考えを伺いましたけども、他団体と比較しても累進度は低いほうとも説明がありましたが、皆様どうでしょうか。

堀川委員

そうですね。私としては先ほども説明がありましたが、他団体と比較しても累進度は低いということなので、上げる方向が良いと思います。

高野会長

大口使用者は少ないですが、使用料を占める割合は大きいので、わずかでも上がれば下水道の経営としてはプラスになっていきますね。

高野会長

意見も出尽くしたようなので、次の検討に移りたいと思います。

これまで、基本水量、累進度について、検討してきましたが、その検討内容を踏まえて、答申案にするパターンを検討していきたいと思います。

現時点での料金体系について、10ページから15ページまでで示されているパターン4つのうち、皆様の考えに近いパターンを伺いたいと思います。

堀川委員

その前に1つ確認してもよろしいですか。パターン毎にまとめた表がありますが、説明の中で料金改定すると、収入としては8,000万円上がり、経費回収率としては100%以上になるのは全てのパターンがそのようになりますか。

事務局（塩谷課長）

全てのパターンとも同じになります。

高野会長

全体の上げ幅を均して12.5%になるということですか。

事務局（塩谷課長）

どのパターンもトータルで12.5%になります。

高野会長

それでは、パターン1の基本水量を解消し累進度は現行水準のままという考えが近いと思う方は挙手願います。

【1名挙手】

それでは、パターン2の基本水量を解消し累進度は上げていくという考えが近いと思う方は挙手願います。

【5名挙手】

それでは、パターン3、パターン4については、挙手された方がいませんでした。今の皆様の意見として、基本水量については解消していく方向になりました。

累進度については難しいところであり、現行のままなのか、上げていくのかになります。上げていくとの意見が多かったですが、皆様どうでしょうか。

パターン1かパターン2のどちらかにはなりますが、溝口委員はパターン1の累進度は現行のままとの意見でしたが、どうでしょうか。

溝口委員

私としては、料金の総額が一緒であれば累進度は現行と同じままでも良いのではないかと思いました。

高野会長

累進度を上げていくと大口使用者への負担が大きくなり、小口使用者の負担は減りますが、使用者の大部分は小口使用者になりますね。

事務局（塩谷課長）

この累進度は、多く利用する方が大きく負担する、処理するために施設も大きくする必要がある、汚水の水質への負荷がかかるなどを考慮して設定しているものかと思います。水道も多く利用する方のために管を大きくするなどがありますので、同様に累進度が設定されています。

高野会長

事務局から説明もありましたが、大口使用者が利用するには管渠などを大きくするなどがありますので、多く負担していただくために累進度の設定があるとのことでした。現行のままだとしても累進度はありますよね。

事務局（塩谷課長）

はい。現行のままで累進度は設定されております。

高野会長

全体としては低い状況ですので、ある程度、累進度を上げたとしてもそれ程高くはないですか。

事務局（松崎班長）

累進度の基準が他市の状況を参考にする程度しかなく、他市の状況になってしまうことはどうしてもあります。あまり他市の状況に引きずられることは良くないとは思いますが、気になるところです。

A 3 の参考資料 2 を見ていただきますと、県内他市町村と比べて累進度は低いほうではあります。パターン 2 を選んだとしても、他団体と比べて大口使用者への負担が過度にならないようには設定しております。

事務局（塩谷課長）

この表は、金額で順位を構成して累進度の傾向をイメージで見るものになります。黄色の現行は右下がりであり、他団体と比べると大口使用者の傾斜は低いところになっています。水色のパターン 2 を選びますと、割と傾斜が真っ直ぐになりますので、他団体と比べても同じような傾向になります。あくまでも金額を順位にしたものであり、イメージにはなりますがそのような傾向にはなります。

高野会長

他市町村と同じような考え方になるということですか。

事務局（塩谷課長）

そうなります。

高野会長

それが良いか悪いかは難しいところではありますね。

本澤委員

全体として 12.5% 上げるということは、大口使用者の累進度は 12.5% 以上の上昇率になり負担が増えますが、そのことについて説明しますか。

事務局（塩谷課長）

累進度を上げることの説明としては、先ほど説明しましたが、多く使用するということは施設を大きくする必要があるなどの説明になります。過去の料金改定時に企業などの大口使用者に対して特段個別での説明はしていないため、周知方法としては、広報紙やホームページで行おうと考えています。

島田委員

A 3 の参考資料 2 を見ますと、10 m³ の時は袖ヶ浦市の順位が松戸市より上位になりますが、2,000 m³あたりになると松戸市がトップになりますよね。これは松戸市が累進度を高く設定して大口使用者からきっちりと負担していただく考え方を示していると思いますし、県北西部の流域下水道を使用している市町村も同様に明確に示しています。

現状、袖ヶ浦市は大口使用者には優しい料金体系になっており、小口使用者への負担が少しありますので、その分の負担を減らしても良いかとは思います。ただ大口使用者への累進度を上げすぎて逃げ出さないとは思いますけども、累進度を上げすぎてはいけないと思います。大口使用者も下水道を使用するうえで施設規模なども考えていると思いますので、大口使用者への配慮も必要だと思います。

高野会長

一般家庭では500m³を超えたことはないですから、大口使用者は企業などになりますかね。

島田委員

下水道料金を上げすぎて逃げ出してしまう可能性がわからないところではありますよね。

高野会長

それでも他市町村に比べれば低いほうではありますけどね。

事務局（松崎班長）

袖ヶ浦市では、この料金体系を作成する時に大口使用の工場などが想定されていなかったと思います。大口使用者の内訳としては、社会的施設が割と多くあります。現状では大口使用者の中には工場なども含まれますので県北部の状況に近づいていると思います。

高野会長

それでは、意見も出尽くしたようなので、パターン1とパターン2で、もう一度多数決で決定したいと思います。

それでは、パターン1の考えが良いと思う方は挙手願います。

【挙手なし】

それでは、パターン2の考えが良いと思う方は挙手願います。

【全員挙手】

色々と皆様の意見を伺いまして、全員一致でパターン2の考えになりましたので、この内容で答申案の作成をお願いいたします。

高野会長

次に、16ページの改定時期について検討したいと思います。事務局作成の改定時期では、令和8年10月改定となっております。6か月間の周知期間が設けられています。改定時期について、皆様ご意見ありますか。

島田委員

改定時期を10月1日からとした時、検針日は10月1日以降から適用されま

すか。

事務局（塩谷課長）

検針日以降になりますが、9月30日までは日割りなどいくつかのパターンが想定されるため今後検討していきますが、検針月としては10月検針と11月検針から対象になります。10月検針の方ですと、10月上旬の検針になりますので60日分の50数日分は旧料金、残り10日分くらいは新料金になります。11月検針の方ですと、ほぼ1月分が旧料金、もう1月分が新料金のような計算方法になります。計算方法は何パターンか考えたうえで、今までの計算方法や水道の計算方法を参考に検討していきます。

堀川委員

市役所の業務として、令和8年4月からシステム改修の準備と記載されていますが、10月の料金改定までの半年間で十分な準備期間なのでしょうか。

事務局（塩谷課長）

システムの改修は、概ね半年あれば対応が可能かと思います。料金区分を改修するとなるとシステムを大きく変更する必要がありますが、料金表は一緒に料金単価などの変更であれば、そこまで時間はかかるないかと思います。

高野会長

市議会への報告を2回報告することになっていますが、市議会側からの意見などはあるのでしょうか。

事務局（塩谷課長）

現時点では経営戦略や決算の中で料金改定の必要性について、市議会に説明しております。直接意見を聞く場があるかといえばありませんが、こちら側からは何年も前から料金改定の必要性については説明してきております。

今後、議会に対しては、検討状況の報告を9月と12月に審議会での審議内容を報告する予定です。

高野会長

実際に市議会で審議することは、条例などを議決する流れになりますか。

事務局（塩谷課長）

そうなります。最終的な判断は、議会での条例改正案の議決になります。その前段としては、委員会や所管事務調査などにより、私どものご説明や議会からの質問の機会がございます。

島田委員

住民の方には、条例が可決された後にこのような内容で改正されますよと説明を行いますか。事前に行ったりしますか。

事務局（松崎班長）

現時点では、改正内容の説明について、条例改正後に広報紙やホームページなどで周知していく予定です。

高野会長

私から事務局へ確認させていただきます。周知期間が6か月となっていますが、これは前回や他団体と比べてどうでしょうか。

事務局（松崎班長）

市原市についても、令和7年3月の議会で条例を可決し、10月に改正になりますので、市原市と同様のスケジュール感になります。半年間あれば検針票への料金改定の案内、ホームページや広報紙での周知もできますので、十分な期間になります。

高野会長

承知しました。事務局の作成したとおり、令和8年10月改定をしたいと考えますがご異議ござりますか。

【異議なし】

高野会長

ありがとうございます。それでは、事務局は、令和8年10月改定として答申案の作成をお願いします。

高野会長

最後に、17ページの付帯意見について検討したいと思います。事務局から説明があったとおり、料金改定の内容と併せて意見として伝えたいと思います。現在、資料に記載している内容について、皆様ご意見ありますか。

アンケート調査で皆様の意見をいただき、付帯意見としていこうというものを17ページに記載されていますが、この他に意見はござりますか。

高野会長

経費回収率を100%になることを見越して、12.5%だと思いますので、今後も物価や人件費も上がっていくから、3~4年後に料金改定を検討しなくてはならなくなりますか。

事務局（塩谷課長）

そうですね。そのたびに検討していくことになると思います。

高野会長

それでは、市民が物価高に苦しんでいる状況であるため、慎重に検討いただきたいということは付帯意見として伝えていただいたほうが良いですね。

事務局（松崎班長）

そうですね。伝えるべきことだと思います。

高野会長

前回の内容を含めて、付帯意見というものはそれほど多くなくて良いのですか。

事務局（塩谷課長）

付帯意見としては、前回と今回のご意見を含めて、いくつか加えていき、この内容をベースに付帯意見案を提案させていただければと思います。

高野会長

では、付帯意見については、だいたいこの記載内容で網羅されているかと思いますので、答申案の作成をお願いします。

議題（2）令和6年度袖ヶ浦市下水道事業会計決算について（報告）

（事務局より説明）

質問事項等

高野会長

9ページ、資本的支出の建設改良費が令和5年度に対して、だいぶ減額しているのは、工場等の火災により材料が入ってこなかつたため、工事が進捗しなかつたとのことですが、この予算は次年度に繰り越したということでおろしいですか。

事務局（松崎班長）

おっしゃる通りです。

次年度に1億2,490万円を繰り越しまして、令和6年度中に現金の支払い義務が生じなかつたことから、令和7年度に繰り越し、継続してその予算を使うこととしております。

高野会長

1億2, 490万円ですか。

事務局（松崎班長）

そうですね。想定では1ヶ年事業でしたが、2ヶ年をかけて工事をすることになり、令和6年度の決算額には計上されなかつたことになります。

高野会長

この分はどのようにになりますか。

事務局（松崎班長）

令和7年度の決算額に計上されます。

高野会長

そうしますと、令和7年度は計画も進めていかなくてはならないため、事務的にはだいぶ大変になりますよね。

それとも既に発注しているため、工事が遅れているだけになりますか。

事務局（渡部副参事）

工事が遅れているだけになります。

工事内容は汚水ポンプと送風機等の工場製作、その機器の設置工事になります。

今年度は設置工事を予定しておりましたので、機器が出来上がりましたら、設置して完了するものになりますので、大幅な遅れはございませんし、事業量が増えるものでもございません。

高野会長

工事は製作になるのですね。わかりました。

島田委員

決算資料の8ページ、支出の事業費が約15億7,800万円のうち減価償却費が約9億3,500万円であり、だいぶ減価償却費のウエイトが占めている状況ですよね。

減価償却は実際に支出するものではないですが、事業費に占める減価償却費の割合が継続的に大きくなってくると、硬直化してしまうと思います。

これは袖ヶ浦市だけではなく、県や他市町村でも施設や設備を作り減価償却して事業を進めていくものになりますが、事業費の割には実施できる事業が少ないよう見えてしまいます。今後、減価償却費は減少していく傾向だとは思いますが、袖ヶ浦市としてどのように考えられているか、参考に教えてください。

事務局（松崎班長）

おそらく他市町村も同様だとは思いますが、事業規模の割には実施している事業は少なく見えててしまうとは思います。

やはり下水道事業については、設備の占める比率が大きい事業になりますので、このような状況になることはやむを得ないかと思います。この状況でやるべきことをやったとしても減価償却が大きなウエイトを占める状況は変わらないかと思います。

島田委員

やはりどこの自治体でも悩ましい問題ですよね。

松崎班長

事業規模の割に、実際に動いているお金が少ないので、おっしゃる通りだと思います。

島田委員

ありがとうございます。

令和7年度（第4回）袖ヶ浦市下水道事業運営審議会

日 時：令和7年8月8日（金）

午後2時00分から

場 所：袖ヶ浦市役所 中庁舎7階

会議室7-1

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議事録署名人の選出

4 議 事

（1）適正な下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について（審議）

（2）令和6年度袖ヶ浦市下水道事業会計決算について（報告）

5 そ の 他

6 閉 会

袖ヶ浦市下水道使用料検討資料 (質疑に対する回答)

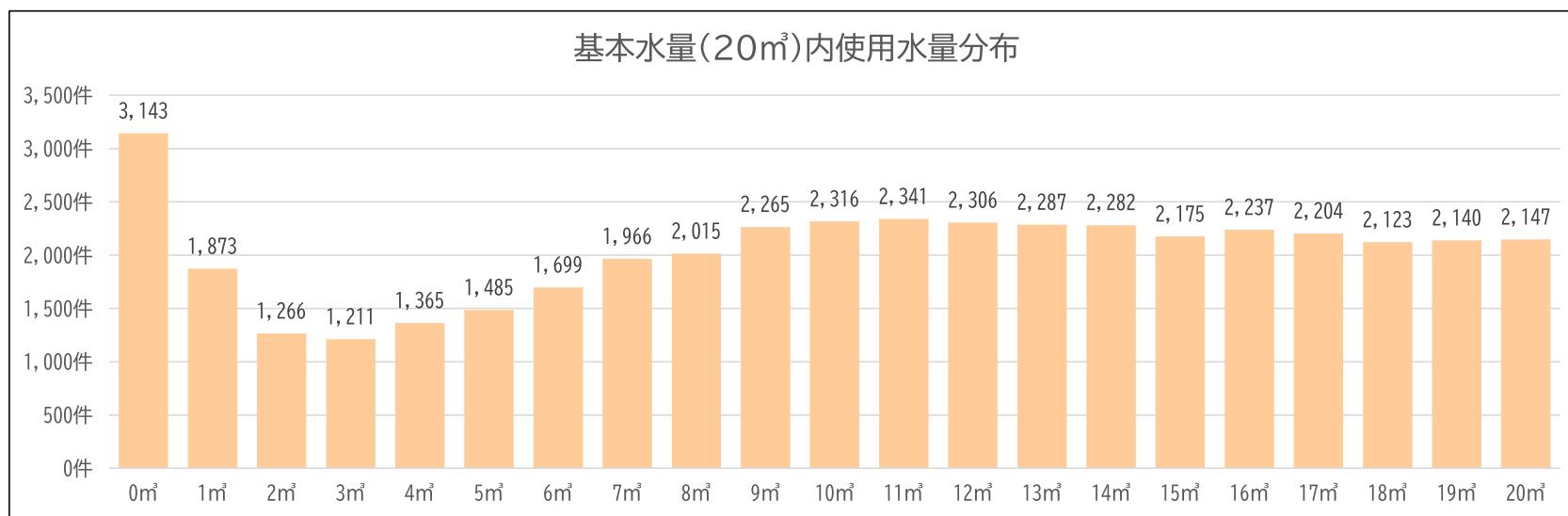
令和 7 年 8 月 8 日

袖ヶ浦市都市建設部下水道課

1 基本水量内使用者の分布について

Q 基本水量内の使用者は、全員同じ使用料金となっているが、その中の分布について知りたい。

A 令和6年度の分布については以下のとおりとなっています。



※ 1年間の延べ件数となります。年に6回のお支払いがありますので、常に20m³以下の使用者は6件カウントされます。

2 501m³以上の使用者について

Q 501m³以上の使用者の数を知りたい。

A 2ヶ月あたりの平均使用水量が501m²を超える使用者は、49者です。

なお、501m³を超える使用者の分布は以下のとおりです。

※現在の水量区分は水道料金と同一となってます。水道料金については、令和11年度の見直しが検討されていますので、下水道使用料の区分については、次回以降の見直しの際に検討することを考えています。

使用水量区分	使用者数
501～1,000m ³	19
1,001～2,000m ³	15
2,001m ³ ～	15
合計	49

3 農業集落排水事業の接続率向上の対策について

Q 農業集落排水事業の接続率向上の方策はどのように行っていますか。

A 農業集落排水区域の接続率向上のため、令和6年度は、郵送によるPRパンフレットの送付30件、訪問によるPR19件、計49件を実施しました。訪問によるPRは、接続率が低い野里地区で重点的に実施しました。また、9月の下水道月間に合わせて、市広報紙で接続のお願い等を掲載しています。

4 終末処理場と東部浄化センターの契約について

Q 終末処理場と東部浄化センターにおける包括的民間委託について、
契約形態は一括でしょうか、それとも個別でしょうか。

A 終末処理場と東部浄化センターは個別で契約しています。
終末処理場、東部浄化センターとも、マンホールポンプを含めて管理を委託
しています。
それぞれ 5 年間の契約をしています。
今年度が委託期間の最終年度であり、今年度中に令和 8 年度以降の委託契約
を締結する予定です。

5 汚水処理原価の増加の要因について

Q 経営戦略の16ページの汚水処理原価の表において、公共下水道はR10に、農業集落排水はR11に増加している要因はなんですか。

A 施設の耐用年数の経過による、施設の更新を見込んでいます。
更新に伴い、減価償却費が増えることを見込んでいます。
施設の老朽化対策については、ストックマネジメント手法を活用し、ライフサイクルコストの低減を図ります。

6 農業集落排水区域の井戸使用について

- Q 農業集落排水区域では、井戸を使用している方が多いと思いますが、井戸水分の使用料の算定方法を知りたいです。
- A 水道水を使用している場合は水道のメーターで計量された水量が汚水排除量となります。井戸水を使用している場合は井戸水を測定するメーターを設置し、そのメーターで計量し算定しています。
なお、水道と井戸を併用している場合は合算して算定します。

袖ヶ浦市下水道使用料検討資料

令和 7 年 8 月 8 日

袖ヶ浦市都市建設部下水道課

前回までの内容について（振り返り）

料金水準について

公共下水道事業

経費回収率を 100 % とするためには約 12.5 % の料金改定が必要

農業集落排水事業

経費回収率を 100 % とするためには約 82.4 % の料金改定が必要

⇒ 改定幅が大きくなること、現状が、公共下水道事業と同一の料金体系であることを踏まえ公共下水道事業と同様の改定とする。

前回までの内容について（振り返り）

料金体系について

料金体系については、以下の事項について、留意し検討します。

項目	備考
二部使用料制	多くの団体で下水道使用料で導入されている料金制 基本使用料+従量使用料
基本使用料割合	基本使用料と従量使用料の割合について
累進度	小口使用者と大口使用者の使用料の累進度について
基本水量	基本使用料に基本水量が含まれていることについて

本日の検討内容

①料金体系表

料金体系表について、委員の皆様のご意見や、他団体の改定状況を参考に、料金体系表（案）を作成しましたので、案をもとに料金体系表についてご検討いただきます。

②改定時期

改定時期について、ご検討いただきます。

③付帯意見

審議結果に基づき、次回の審議会で答申書（案）（市長からの諮問に対する審議会の答え）を検討します。

答申書に記載する審議会からの意見をご検討いただきます。
(経費削減に努めること等)

料金体系表（他団体の改定状況）

市原市（令和7年10月改定）

(税抜)

区分	改定前	改定後	改定率
基本使用料	850円	900円	5.9%
1～ 10m ³	－円	10円	皆増
11～ 20m ³	110円	129円	17.3%
21～ 30m ³	139円	162円	16.5%
31～ 50m ³	161円	188円	16.8%
51～ 100m ³	178円	208円	16.9%
101～ 500m ³	193円	226円	17.1%
501～1,000m ³	252円	294円	16.7%
1,001～2,500m ³	274円	320円	16.8%
2,501m ³ ～	293円	342円	16.7%

1か月あたりの使用料

市原市のHPをもとに事務局作成

- ・基本水量を解消しています。
- ・基本使用料の改定率は、従量使用料に比べると低いです。
- ・従量使用料については、各区分とも、同程度の改定率となっています。

料金体系表（他団体の改定状況）

千葉市（令和6年4月改定）

(税抜)

区分	改定前	改定後	改定率
基本使用料	580円	611円	5.3%
1～5m ³	15円	15円	—
6～10m ³	17円	18円	5.9%
11～20m ³	111円	117円	5.4%
21～30m ³	152円	161円	5.9%
31～50m ³	188円	199円	5.9%
51～100m ³	229円	242円	5.7%
101～500m ³	267円	282円	5.6%
501～1,000m ³	297円	314円	5.7%
1,001～2,000m ³	329円	348円	5.8%
2,001m ³ ～	359円	379円	5.6%

1か月あたりの使用料

千葉市のHPをもとに事務局作成

・基本使用料の改定率は、従量使用料と同程度です。

・従量使用料については、各区分とも、同程度の改定率となっています。

料金体系表（他団体の改定状況）

市川市（令和5年4月改定）

(税抜)

区分	改定前	改定後	改定率
基本使用料	900円 (1,800円)	925円 (1,900円)	2.8% (5.6%)
1～ 10m ³	—	—	—
11～ 20m ³	143円	147円	2.8%
21～ 30m ³	163円	167円	2.5%
31～ 50m ³	188円	198円	5.3%
51～ 100m ³	227円	239円	5.3%
101～ 500m ³	274円	289円	5.5%
501～1,000m ³	318円	335円	5.3%
1,001～2,000m ³	363円	383円	5.5%
2,001m ³ ～	410円	432円	5.4%

1か月あたりの使用料

() 内は総汚水排除量が100立方メートルを超える場合の基本使用料
市川市のHPをもとに事務局作成

- 本市と同水準の基本水量（2か月で20m³）を維持しています。
- 従量使用料については、汚水排除量が少ない区分での改定率より、多い区分の改定率が高くなっています。

料金体系表（他団体の改定状況）

大網白里市（令和4年4月改定）

(税抜)

区分	改定前	改定後	改定率
基本使用料	1, 400円	1, 500円	7. 1%
1～ 10m ³	－円	25円	皆増
11～ 20m ³	150円	155円	3. 3%
21～ 30m ³	160円	180円	12. 5%
31～ 40m ³	180円	200円	11. 1%
41～ 50m ³	180円	210円	16. 7%
51～ 100m ³	190円	220円	15. 8%
101～ 500m ³	210円	240円	14. 3%
501m ³ ～	230円	260円	13. 0%

1か月あたりの使用料

大網白里市のHPをもとに事務局作成

- ・基本水量を解消しています。
- ・基本使用料の改定率は、従量使用料に比べると低いです。
- ・従量使用料については、11～20m³の改定率が低くなっています。
- ・農業集落排水事業等は、別の料金体系でしたが、改定で同一の料金体系としています。

料金体系表（他団体の改定状況）

酒々井町（令和7年7月改定）

(税込)

区分	改定前	改定後	改定率
基本使用料	891.0円	935.0円	4.9%
1～ 10m ³	－円	33.0円	皆増
11～ 20m ³	137.5円	187.0円	36.0%
21～ 30m ³	148.5円	198.0円	33.3%
31～ 50m ³	159.5円	209.0円	31.0%
51～ 100m ³	192.5円	242.0円	25.7%
101～ 500m ³	236.5円	286.0円	20.9%
501m ³ ～	280.5円	302.5円	7.8%

1か月あたりの使用料

酒々井町のHPをもとに事務局作成

- ・基本水量を解消しています。
- ・従量使用料については、501m³からの区分を除き、49.5円の改定となっており、改定率は汚水排除量が多い区分が低くなっています。

料金体系表（案）

事務局にて、以下のパターンにより改定案を作成しました。

パターン	基本水量	累進度	特徴	作成する上での考え方
1	解消	現行水準	基本水量解消による20m ³ 以下使用者の公平性の増 小口使用者と大口使用者の負担感は現行水準	<ul style="list-style-type: none">使用者の混乱を招かないよう、二部使用料制を維持し、現行の料金体系を基準としました。
2	解消	上げる	基本水量解消による20m ³ 以下使用者の公平性の増 小口使用者の負担感は減り、大口使用者の負担感は増える	<ul style="list-style-type: none">基本水量の解消を実施する場合は、小口使用者への負担が大きくならないように、基本使用料の改定率に配慮しました。
3	現状維持	現行水準	基本水量維持により、現状と同じ料金体系 小口使用者と大口使用者の負担感は現行水準	<ul style="list-style-type: none">経営の安定化のためには、基本使用料割合を上げることが望ましいですが、袖ヶ浦市の基本使用料は、近隣団体等と比べて、高水準にあること、また、基本使用料割合を上げると小口使用者の負担が大きくなり過ぎることから、基本使用料割合を上げずに作成しました。
4	現状維持	上げる	基本水量維持により、現状と同じ料金体系 小口使用者の負担感は減り、大口使用者の負担感は増える	<ul style="list-style-type: none">累進度については、他団体と比較し低い状況であるため、累進度は現行水準、もしくは上げる案で作成しました。

料金体系表（案）

パターン1 基本水量：解消 累進度：現行水準

区分	現行料金	パターン1	改定率
基本使用料	2,158.20円	2,211.00円	2.4%
1～20m ³	－円	11.00円	皆増
21～40m ³	126.50円	143.00円	13.0%
41～60m ³	148.50円	168.30円	13.3%
61～100m ³	172.70円	195.80円	13.4%
101～300m ³	188.10円	213.40円	13.5%
301～500m ³	205.70円	234.30円	13.9%
501m ³ ～	224.40円	255.20円	13.7%

世帯人員	使用水量	現行料金	改定後料金	影響額
1人	16m ³	2,158円	2,387円	229円
3人	40m ³	4,688円	5,291円	603円
5人	56m ³	7,064円	7,983円	919円
	100m ³	14,566円	16,489円	1,923円
	500m ³	93,326円	106,029円	12,703円
	1,000m ³	205,526円	233,629円	28,103円

基本水量の解消を行うため、基本使用料の改定率を抑えています。
20m³以下使用者の公平性が上がります。
基本使用料の改定率を抑えることで、基本使用料割合は下がりますが、新規区分の1～20m³の使用料は、安定的な収入が見込まれ、経営の安定化につながります。

2か月あたりの使用料

1人、3人、5人の使用水量はイメージです。

料金体系表（案）

パターン2 基本水量：解消 累進度：上げる

区分	現行料金	パターン2	改定率
基本使用料	2,158.20円	2,211.00円	2.4%
1～20m ³	－円	11.00円	皆増
21～40m ³	126.50円	137.50円	8.7%
41～60m ³	148.50円	165.00円	11.1%
61～100m ³	172.70円	198.00円	14.6%
101～300m ³	188.10円	220.00円	17.0%
301～500m ³	205.70円	242.00円	17.6%
501m ³ ～	224.40円	264.00円	17.6%

世帯人員	使用水量	現行料金	改定後料金	影響額
1人	16m ³	2,158円	2,387円	229円
3人	40m ³	4,688円	5,181円	493円
5人	56m ³	7,064円	7,821円	757円
	100m ³	14,566円	16,401円	1,835円
	500m ³	93,326円	108,801円	15,475円
	1,000m ³	205,526円	240,801円	35,275円

基本水量の解消を行うため、基本使用料の改定率を抑えています。
20m³以下使用者の公平性が上がります。
基本使用料の改定率を抑えることで、基本使用料割合は下がりますが、新規区分の1～20m³の使用料は、安定的な収入が見込まれ、経営の安定化につながります。

2か月あたりの使用料

1人、3人、5人の使用水量はイメージです。

料金体系表（案）

パターン3 基本水量：現状維持 累進度：現行水準

区分	現行料金	パターン3	改定率
基本使用料	2,158.20円	2,431.00円	12.6%
1～20m ³	－円	－円	－
21～40m ³	126.50円	141.90円	12.2%
41～60m ³	148.50円	167.20円	12.6%
61～100m ³	172.70円	194.70円	12.7%
101～300m ³	188.10円	212.30円	12.9%
301～500m ³	205.70円	231.00円	12.3%
501m ³ ～	224.40円	251.90円	12.3%

世帯人員	使用水量	現行料金	改定後料金	影響額
1人	16m ³	2,158円	2,431円	273円
3人	40m ³	4,688円	5,269円	581円
5人	56m ³	7,064円	7,944円	880円
	100m ³	14,566円	16,401円	1,835円
	500m ³	93,326円	105,061円	11,735円
	1,000m ³	205,526円	231,011円	25,485円

現行の料金体系を基準として、累進度及び、基本使用料割合を変更しないで改定した場合です。
基本使用料を含め各区分とも、平均改定率を基準として改定しているため、小口使用者、大口使用者の負担感が現状と同じです。
20m³以下使用者の公平性に課題が残ります。

2か月あたりの使用料

1人、3人、5人の使用水量はイメージです。

料金体系表（案）

パターン4 基本水量：現状維持 累進度：上げる

区分	現行料金	パターン4	改定率
基本使用料	2,158.20円	2,431.00円	12.6%
1～ 20m³	－円	－円	－
21～ 40m³	126.50円	137.50円	8.7%
41～ 60m³	148.50円	165.00円	11.1%
61～100m³	172.70円	198.00円	14.6%
101～300m³	188.10円	214.50円	14.0%
301～500m³	205.70円	242.00円	17.6%
501m³～	224.40円	258.50円	15.2%

世帯人員	使用水量	現行料金	改定後料金	影響額
1人	16m ³	2,158円	2,431円	273円
3人	40m ³	4,688円	5,181円	493円
5人	56m ³	7,064円	7,821円	757円
	100m ³	14,566円	16,401円	1,835円
	500m ³	93,326円	107,701円	14,375円
	1,000m ³	205,526円	236,951円	31,425円

現行の料金体系を基準として、基本使用料割合を変更しないで、累進度を上げた場合です。
20m³以下使用者の公平性に課題が残ります。

2か月あたりの使用料

1人、3人、5人の使用水量はイメージです。

料金体系表（案）

パターンごとの使用水量別料金一覧

世帯人員	使用水量	現行料金	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
1人	16m ³	2,158円	2,387円 (229円)	2,387円 (229円)	2,431円 (273円)	2,431円 (273円)
3人	40m ³	4,688円	5,291円 (603円)	5,181円 (493円)	5,269円 (581円)	5,181円 (493円)
5人	56m ³	7,064円	7,983円 (919円)	7,821円 (757円)	7,944円 (880円)	7,821円 (757円)
	100m ³	14,566円	16,489円 (1,923円)	16,401円 (1,835円)	16,401円 (1,835円)	16,401円 (1,835円)
	500m ³	93,326円	106,029円 (12,703円)	108,801円 (15,475円)	105,061円 (11,735円)	107,701円 (14,375円)
	1,000m ³	205,526円	233,629円 (28,103円)	240,801円 (35,275円)	231,011円 (25,485円)	236,951円 (31,425円)

（）内は現行料金との差額

改定時期について

経営状況を踏まえると、直ちに改定することが望ましいですが、条例改正や、使用者への周知を要することから、令和8年10月の改定とし、スケジュールを作成しました。

対象	R7.8	9	10	11	12	R8.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
審議会	● 審議		● 審議												
			● 答申												
市議会		● 検討状況報告		● 検討状況報告				● 条例改正案審議							
								● 条例改正案決議							
住民								● 料金改定周知	→					● 改定後使用料金開始（10月1日）	
市役所			● 調整	→				● システム改修等							
						● 条例改正案上程									

付帯意見について

適正な下水道使用料等について答申を行いますが、答申書に、これまでいただいたご意見および本日のご意見等を付帯意見として、記載します。

これまでにいただいたご意見

- ・経営状況を考えると、約12.5%の改定はやむを得ないと判断するが、物価高騰により市民生活も厳しい状況であるため、慎重に対応していただきたい。
- ・公共下水道事業と農業集落排水事業の料金体系は同一としたが、次回の料金改定では受益者負担の原則を踏まえて、改めて検討すること。
- ・下水道接続率（水洗化率）向上による增收に努めること。
- ・経費削減に努めること。
- ・3～5年に1度、料金改定の検討をすること。

事務局追加案

- ・料金改定について、十分な周知を行うこと。

袖ヶ浦市下水道使用料検討資料

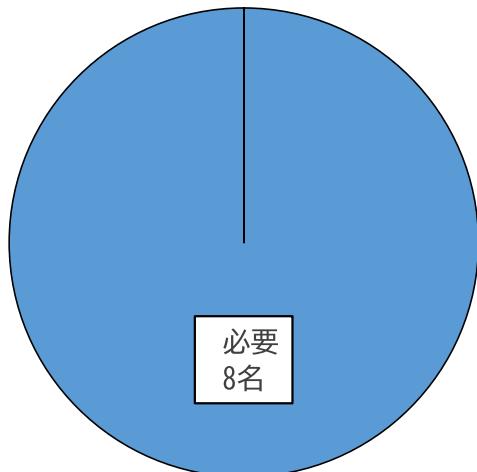
(適正な下水道使用料等についてのご意見（集計結果）)

令和 7 年 8 月 8 日

袖ヶ浦市都市建設部下水道課

1 ご意見（集計結果）

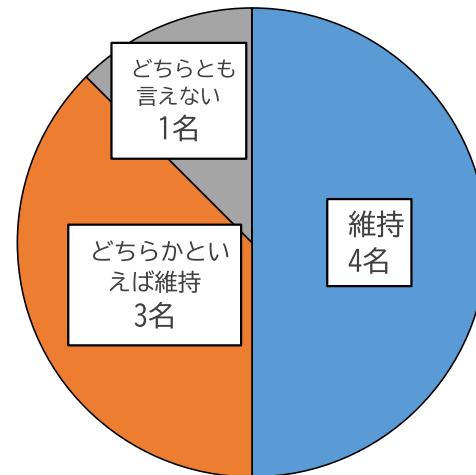
料金改定について



【賛成意見】

- ・一般会計からの繰入の解消や独立採算の原則からも改善が必要である。
- ・下水道事業の健全な経営のためにも今回の改定はやむを得ない。

公共下水道と農業集落排水が同一料金体系であることについて



【賛成意見】

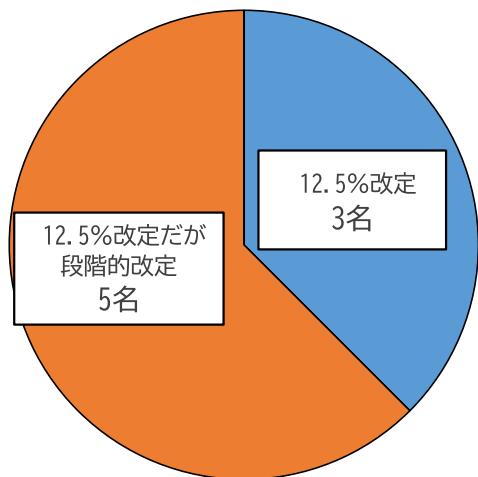
- ・農業集落排水の受益者との公平性を保つために、同一料金体系を継続することが望ましい。
- ・どちらかといえば維持することが望ましい。

【どちらとも言えない】

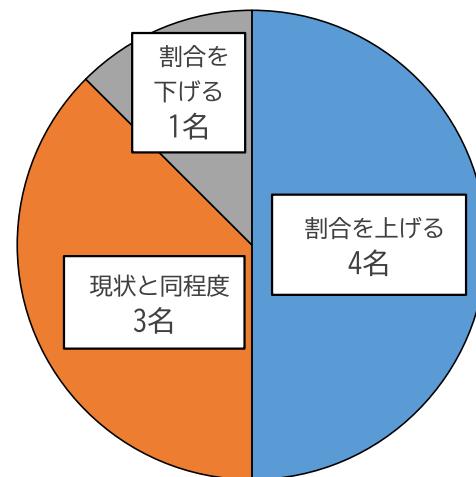
- ・農業集落排水が経営を圧迫するようであれば、受益者負担の原則に基づき公共下水道と農業集落排水とで料金に差をつけざるを得ない。

1 ご意見（集計結果）

改定率について



基本使用料の割合について



12.5%改定	3名
12.5%改定だが段階的改定	5名
改定率を抑制	0名
改定するべきでない	0名
合計	8名

【12.5%の改定】

- ・収入不足による一般会計からの繰入に頼る経営は健全ではないため、12.5%の改定が必要である。

【段階的改定】

- ・12.5%の改定は住民への影響が大きいため、段階的な改定による激変緩和等を検討するべきである。
- ・物価上昇が続く現状では上げ幅は抑える必要がある。

割合を上げる	4名
現状と同程度	3名
割合を下げる	1名
合計	8名

【割合を上げる】

- ・段階的に上げる方向が良い。

【現状と同程度】

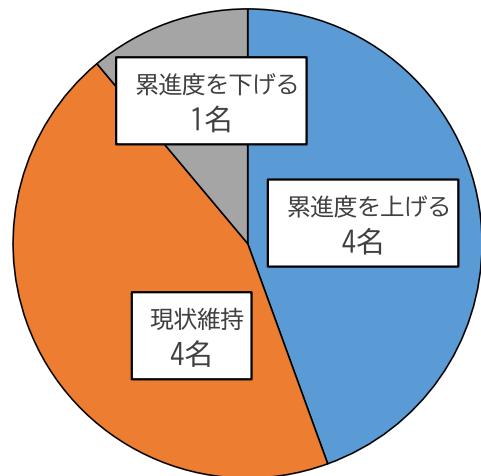
- ・経費の4割近くを基本使用料で賄っているということから現状と同程度が望ましい。

【割合を下げる】

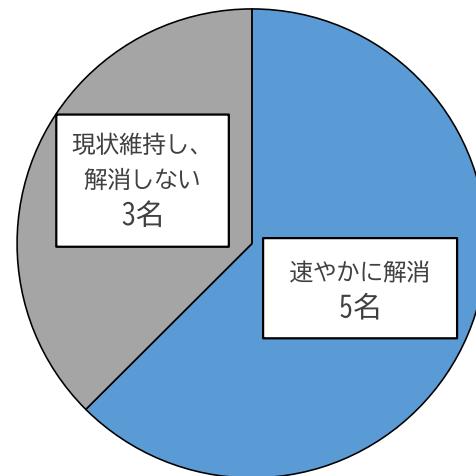
- ・今後の二人世帯増加や節水型機器普及により増加する2か月で20m³未満の利用者への不公平感の恐れもある。

1 ご意見（集計結果）

累進度について



基本水量について



累進度を上げる	4名
現状維持	4名
累進度を下げる	1名
合計	9名

※複数回答有り

【累進度を上げる】

- ・大口、小口の両者で適切な負担となるような累進度とする。

【現状維持】

- ・現在の袖ヶ浦市では大口利用者の割合が多くないため、現状の累進度を維持しても影響は少ないと思われる。

【累進度を下げる】

- ・基本使用料と合わせて料金設定が必要。大口利用者の負担軽減は安定的な下水道利用につながる可能性がある。

速やかに解消	5名
段階的に解消	0名
現状維持し、解消しない	3名
合計	8名

【速やかに解消】

- ・速やかに解消することが望ましい。

【解消しない】

- ・基本使用料で経費の4割近くを賄っている現状から、基本水量の現状維持が良い。

1 ご意見（集計結果）

【自由記載】

- ・下水道収入の不足から、一般会計からの多額の繰入に頼っての経営は、下水道区域外の市民から見れば、税金の使い方として不公平となり、経営の健全化のためにも料金改定は必要なものと思います。
- ・経費削減に努めている旨、住民等への説明が必要だと思います。
- ・現状の経費回収率を見ても、施設の老朽化が進むなか、メンテナンス等を考えると料金改定は必要だと思います。
- ・料金改定については3～5年毎に検討した方がよいと思います。
- ・下水道使用料の改定は、必要なら仕方ないと思います。
- ・「使った人が使った分だけ支払う」が良いと思います。
- ・下水を流そうが流すまいが、下水道管等整備していくなくてはいけないので、基本料金は必要だと思います。

水量別使用料金の県内比較表

袖ヶ浦市が独自に算定したものであり、実際の金額とは異なる可能性がございます。
 (単位:円 2ヶ月あたり 消費税込み 令和7年4月現在)
 ※市原市、館山市、酒々井町については、改定後の料金になります。

汚水量 順位	基本料金		10m ³		20m ³		30m ³		40m ³		50m ³		100m ³		200m ³		300m ³		500m ³		1,000m ³		2,000m ³	
	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料	市名	使用料
1	茂原市(業務用)	3,300	大網白里市	3,574	大網白里市	3,850	大網白里市	5,554	大網白里市	7,260	茂原市(業務用)	9,460	茂原市(業務用)	21,340	鎌ヶ谷市	52,828	鎌ヶ谷市	88,908	松戸市	173,500	松戸市	416,600	松戸市	902,800
2	大網白里市	3,300	茂原市(業務用)	3,300	茂原市(業務用)	3,300	茂原市(業務用)	5,280	茂原市(業務用)	7,260	大網白里市	9,240	鎌ヶ谷市	20,598	松戸市	50,300	習志野市	87,644	習志野市	165,644	習志野市	360,644	我孫子市	752,884
3	茂原市(家事用)	2,860	館山市	2,882	館山市	3,124	館山市	4,994	館山市	6,864	館山市	8,910	大網白里市	20,240	習志野市	48,644	松戸市	87,590	我孫子市	162,184	我孫子市	359,084	習志野市	750,644
4	八街市	2,640	茂原市(家事用)	2,860	茂原市(家事用)	2,860	茂原市(家事用)	4,510	酒々井町	6,270	酒々井町	8,250	館山市	19,888	船橋市	48,422	我孫子市	83,424	鎌ヶ谷市	161,068	鎌ヶ谷市	341,468	鎌ヶ谷市	741,868
5	旭市	2,640	八街市	2,640	銚子市	2,860	銚子市	4,432	茂原市(家事用)	6,160	茂原市(家事用)	8,030	茂原市(業務用)	18,700	茂原市(業務用)	47,740	船橋市	80,872	八千代市	146,806	八千代市	321,156	柏市	684,448
6	館山市	2,640	旭市	2,640	八街市	2,640	酒々井町	4,400	銚子市	6,006	銚子市	7,722	酒々井町	18,590	大網白里市	44,440	八千代市	77,066	船橋市	145,772	船橋市	308,022	八千代市	669,856
7	東金市	2,525.6	東金市	2,524	旭市	2,640	旭市	4,070	旭市	5,500	鎌ヶ谷市	7,540	船橋市	18,172	館山市	44,088	茂原市(業務用)	76,340	市川市	139,314	柏市	298,348	市川市	666,764
8	佐倉市	2,459.6	佐倉市	2,458	四街道市	2,552	八街市	4,060	八街市	5,500	君津富津	7,260	市川市	17,654	我孫子市	44,044	市川市	75,734	柏市	137,748	市川市	298,264	船橋市	660,022
9	【パターン3】	2,431.0	【パターン3】	2,431	酒々井町	2,530	東金市	3,976	君津富津	5,500	八街市	7,140	銚子市	17,534	茂原市(家事用)	44,000	千葉市	74,218	千葉市	136,258	千葉市	291,358	千葉市	636,758
10	【パターン4】	2,431.0	【パターン4】	2,431	東金市	2,524	四街道市	3,872	東金市	5,428	市川市	7,106	習志野市	17,144	市川市	43,944	館山市	73,788	茂原市(業務用)	133,540	館山市	281,688	館山市	611,688
11	香取市	2,420	香取市	2,420	佐倉市	2,458	【パターン1】	3,861	鎌ヶ谷市	5,396	旭市	7,040	松戸市	16,904	千葉市	43,198	柏市	73,508	館山市	133,188	茂原市(業務用)	276,540	野田市	596,332
12	【パターン1】	2,211.0	【パターン1】	2,321	【パターン1】	2,431	【パターン3】	3,850	【パターン1】	5,291	東金市	7,002	市原市	16,860	酒々井町	42,790	酒々井町	71,390	酒々井町	128,590	流山市	275,880	流山市	589,380
13	【パターン2】	2,211.0	【パターン2】	2,321	【パターン2】	2,431	【パターン2】	3,806	【パターン3】	5,269	【パターン1】	6,974	君津富津	16,632	八千代市	42,196	大網白里市	70,840	大網白里市	123,640	酒々井町	271,590	茂原市(業務用)	584,540
14	富里市	2,200	四街道市	2,222	【パターン3】	2,431	【パターン4】	3,806	市川市	5,268	【パターン3】	6,941	千葉市	16,578	柏市	41,388	茂原市(家事用)	69,300	野田市	120,032	野田市	258,632	酒々井町	574,090
15	栄町	2,200	富里市	2,200	【パターン4】	2,431	鎌ヶ谷市	3,746	四街道市	5,192	【パターン2】	6,831	【パターン1】	16,489	市原市	39,740	佐倉市	64,718	茂原市(家事用)	119,900	大網白里市	255,640	市原市	562,020
16	長生村	2,200	栄町	2,200	香取市	2,420	香取市	3,740	【パターン2】	5,181	【パターン4】	6,831	【パターン2】	16,401	佐倉市	39,198	市原市	64,600	流山市	119,130	茂原市(家事用)	246,400	大網白里市	541,640
17	我孫子市	2,178	長生村	2,200	木更津市	2,288	君津富津	3,740	【パターン4】	5,181	市原市	6,820	【パターン3】	16,401	君津富津	38,632	野田市	64,592	佐倉市	115,758	佐倉市	243,358	木更津市	534,270
18	袖ヶ浦市	2,158.2	酒々井町	2,200	柏市	2,206	佐倉市	3,702	木更津市	5,104	四街道市	6,732	【パターン4】	16,401	銚子市	38,434	君津富津	63,492	市原市	114,320	君津富津	243,232	佐倉市	513,958
19	松戸市	2,120.8	我孫子市	2,178	富里市	2,200	木更津市	3,696	香取市	5,060	松戸市	6,718	佐倉市	15,878	【パターン2】	38,401	流山市	61,930	君津富津	113,212	【パターン2】	240,801	君津富津	506,132
20	鎌ヶ谷市	2,096.6	袖ヶ浦市	2,158	栄町	2,200	市川市	3,652	栄町	5,060	香取市	6,710	八街市	15,840	【パターン4】	37,851	銚子市	61,534	【パターン2】	108,801	市原市	238,620	【パターン2】	504,801
21	習志野市	2,064	松戸市	2,120	長生村	2,200	栄町	3,630	市原市	5,020	木更津市	6,512	柏市	15,758	【パターン1】	37,829	【パターン2】	60,401	香取市	108,020	【パターン4】	236,951	茂原市(家事用)	499,400
22	市川市	2,034	鎌ヶ谷市	2,096	市原市	2,200	市原市	3,600	佐倉市	4,944	栄町	6,490	東金市	15,658	【パターン3】	37,631	香取市	59,620	銚子市	107,734	【パターン1】	233,629	【パターン4】	495,451
23	君津富津	1,980	市原市	2,080	船橋市	2,200	我孫子市	3,542	松戸市	4,936	佐倉市	6,474	旭市	15,620	野田市	36,872	四街道市	59,312	【パターン4】	107,701	【パターン3】	231,011	【パターン1】	488,829
24	野田市	1,980	習志野市	2,064	我孫子市	2,178	松戸市	3,528	我孫子市	4,906	長生村	6,380	香取市	15,620	四街道市	36,212	【パターン4】	59,301	【パターン1】	106,029	香取市	229,020	長生村	483,120
25	印西市	1,980	市川市	2,034	袖ヶ浦市	2,158	長生村	3,520	長生村	4,840	我孫子市	6,346	我孫子市	15,334	流山市	36,080	【パターン1】	59,169	四街道市	105,512	木更津市	228,470	【パターン3】	482,911
26	流山市	1,980	君津富津	1,980	松戸市	2,120	柏市	3,460	柏市	4,714	船橋市	6,236	四街道市	15,312	旭市	35,420	【パターン3】	58,861	【パターン3】	105,061	銚子市	223,234	四街道市	474,012
27</																								

令和6年度袖ヶ浦市下水道事業会計決算

1 概況

(1) 総括事項	· · · P1
(2) 経営指標に関する事項	· · · P2
(3) 業務量	· · · P4

2 決算内容

(1) 公共下水道事業＋農業集落排水事業	· · · P8
(2) 公共下水道事業	· · · P10
(3) 農業集落排水事業	· · · P12

3 損益計算書

(1) 公共下水道事業＋農業集落排水事業	· · · P14
(2) 公共下水道事業	· · · P15
(3) 農業集落排水事業	· · · P16

4 貸借対照表

(1) 公共下水道事業＋農業集落排水事業	· · · P17
(2) 公共下水道事業	· · · P18
(3) 農業集落排水事業	· · · P19

5 キャッシュフロー計算書

· · · P20

令和6年度

袖ヶ浦市下水道事業報告書

1 概況

(1) 総括事項

本市の下水道事業は、公共下水道事業及び農業集落排水事業を実施し、市民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に寄与してきました。

公共下水道事業は、昭和49年に着手し、事業認可面積1,063haに対し、整備済面積は1,042haとなっており、概ね汚水管路の整備は完了しています。

農業集落排水事業は、平成5年に着手し、平成27年度に袖ヶ浦東部地区、平岡地区及び松川地区の整備が全て完了しています。

このように、本市の下水道事業は、建設の時代から改良・更新を含めた本格的な維持管理の時代となっており、将来にわたって安定した事業運営を継続して行っていくためには、独立採算制と受益者負担の原則に基づく経営の健全化とストックマネジメントによる計画的な施設の更新が必要不可欠となっています。

また、将来的な人口減少等に伴う使用料の減少、急速に整備した施設の老朽化による大量更新期の到来に備えるため、経営基盤の強化が求められます。

令和6年度においては、総合地震対策整備事業及びストックマネジメント事業を推進しました。

ア 営業

公共下水道は、行政区域内人口65,980人に対して処理区域内人口44,755人となり、普及率は67.8%となっています。水洗化人口は、43,835人で前年度比128人増、水洗化率は97.9%となっています。し尿処理に係る水量を含めた有収水量は、4,691,734m³で前年度比13,542m³増、一人一日平均有収水量293lで前年度比1l増となりました。

農業集落排水は、行政区域内人口65,980人に対して処理区域内人口3,899人となり、普及率は5.9%となっています。水洗化人口は、3,157人で前年度比59人減、水洗化率81.0%となっています。有収水量は、289,349m³で前年度比2,655m³減、一人一日平均有収水量は251lで前年度比3l増となりました。

イ 建設改良

建設工事は、災害対策として横田第一污水幹線圧送管二条化工事やポンプ場接続における詳細設計業務を行いました。改良工事は、久保田地先においてマンホールポンプ設置工事等を実施しました。

ウ 経理の状況

本年度の損益につきましては、総収益16億6,723万8,463円、総費用15億1,314万8,874円となり、当年度純利益は1億5,408万9,589円となりました。

内訳は、公共下水道事業が総収益14億768万8,302円、総費用12億6,176万9,990円、当年度純利益は1億4,591万8,312円、農業集落排水事業が総収益2億6,341万5,689円、総費用2億5,524万4,412円、当年度純利益は817

万1, 277円です。

収益のうち、下水道使用料は6億6, 665万759円（内部取引を除く）で、一般会計からの繰入金は、3億6, 662万5, 000円です。

内訳は、公共下水道事業の下水道使用料が6億3, 445万1, 782円（うち内部取引385万1, 119円）、一般会計からの繰入金が2億5, 897万3, 000円、農業集落排水事業の下水道使用料が3, 605万96円、一般会計からの繰入金が1億765万2, 000円です。

（2）経営指標に関する事項

令和6年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、前年度比3. 66ポイント減の110. 20%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っていますが、これは一般会計からの繰入金を含んでいるものです。また、料金水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度比2. 10ポイント増の88. 10%となりましたが、事業に必要な費用を使用料収益で賄えている状況とされる100%を下回っています。

償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比1. 70ポイント増の56. 08%となり、昭和59年の供用開始から40年が経過しているため、終末処理場をはじめ施設の老朽化が進んでいることを表しています。また、敷設した管渠延長のうち標準法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を示す管渠老朽化率は、前年度比0. 01ポイント減の0. 85%となっています。

＜経営指標の推移＞

・下水道事業

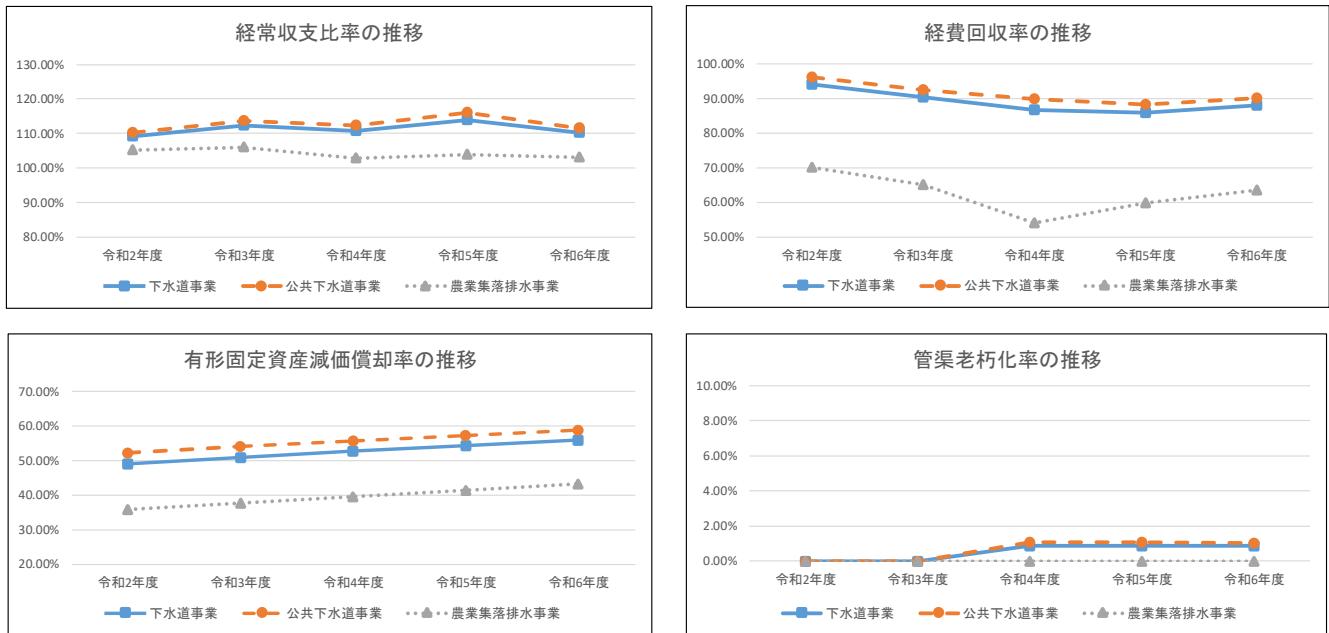
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収支比率	109.18%	112.23%	110.75%	113.86%	110.20%
経費回収率	94.16%	90.29%	86.56%	86.00%	88.10%
有形固定資産減価償却率	49.17%	51.03%	52.71%	54.38%	56.08%
管渠老朽化率	0.00%	0.00%	0.86%	0.86%	0.85%

・公共下水道事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収支比率	110.11%	113.59%	112.45%	115.92%	111.58%
経費回収率	96.25%	92.47%	89.74%	88.31%	90.15%
有形固定資産減価償却率	52.31%	54.02%	55.64%	57.27%	58.95%
管渠老朽化率	0.00%	0.00%	1.05%	1.05%	1.04%

・農業集落排水事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収支比率	105.08%	105.92%	102.84%	103.76%	103.20%
経費回収率	70.01%	65.09%	53.94%	59.69%	63.51%
有形固定資産減価償却率	35.82%	37.76%	39.64%	41.46%	43.23%
管渠老朽化率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%



【経常収支比率】

使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標

$$\text{算出式} = (\text{経常収益}) / (\text{経常費用}) \times 100$$

【経費回収率】

使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標

$$\text{算出式} = (\text{下水道使用料}) / (\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}) \times 100$$

【有形固定資産減価償却率】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標

$$\text{算出式} = (\text{有形固定資産減価償却累計額}) / (\text{有形固定資産のうち償却対象資産帳簿原価}) \times 100$$

【管渠老朽化率】

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表す指標

$$\text{算出式} = (\text{法定耐用年数を超えた管渠延長}) / (\text{下水道布設延長}) \times 100$$

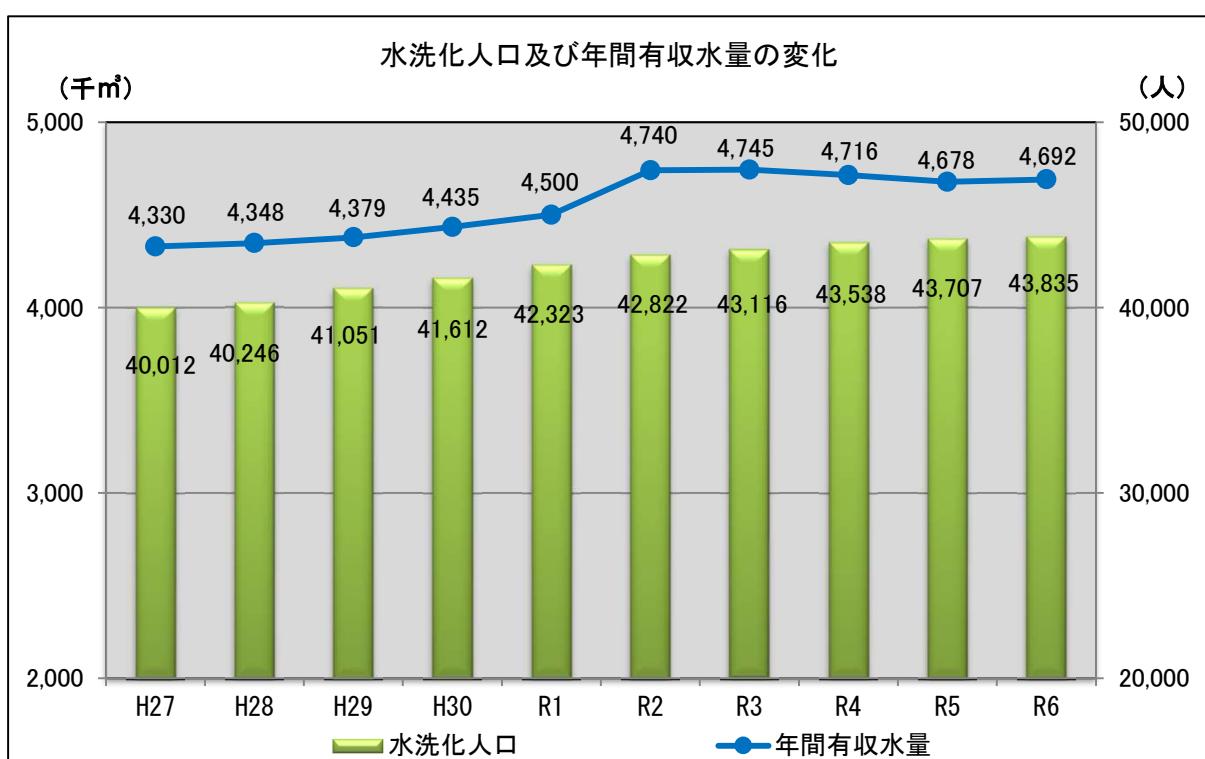
(3)業務量

(公共下水道事業)

令和7年3月31日現在

事 項	単 位	令和6年度	令和5年度	比 較	
				増 減	比 率 (%)
1 行 政 区 域 内 人 口 A	人	65,980	66,041	△ 61	△ 0.1
2 処 理 区 域 内 人 口 B	人	44,755	44,812	△ 57	△ 0.1
3 処 理 区 域 内 世 帯	戸	20,717	20,460	257	1.3
4 水 洗 化 人 口 C	人	43,835	43,707	128	0.3
5 普 及 率 $B / A \times 100$	%	67.8	67.9	△ 0.1	—
6 水洗化率 $C / B \times 100$	%	97.9	97.5	0.4	—
7 排 水 戸 数	戸	20,221	19,898	323	1.6
8 年 間 有 収 水 量	m^3	4,691,734	4,678,192	13,542	0.3
9 一 日 平 均 有 収 水 量	m^3	12,854	12,782	72	0.6
10 一 人 一 日 平 均 有 収 水 量	リッ	293	292	1	0.3

※し尿処理施設からの汚水流入量及び処理負担金額を含む

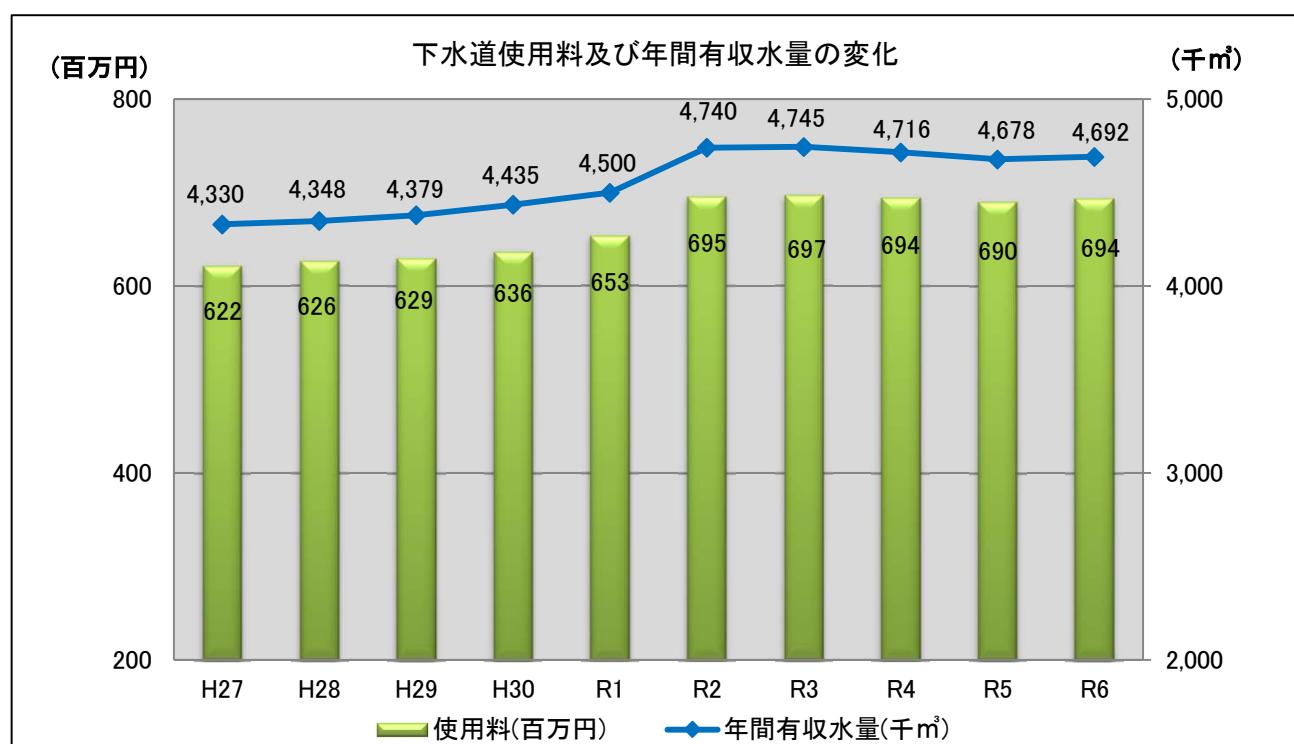


下水道使用料及び年間有収水量の変化について

(公共下水道事業)

年度	排水戸数(戸)	年間有収水量(㎥)	使用料(円)(税込)	備考
H27	16,648	4,330,200	621,717,830	H26.4料金改定(消費税5%→8%)
H28	16,930	4,348,110	626,022,946	
H29	17,474	4,379,170	629,427,639	
H30	17,880	4,435,273	636,404,628	
R1	18,405	4,500,291	653,006,044	R1.10料金改定(消費税8%→10%)
R2	18,882	4,740,494	695,325,993	コロナ禍での水需要増加
R3	19,201	4,744,693	696,687,727	
R4	19,609	4,715,651	694,380,984	
R5	19,898	4,678,192	690,191,370	
R6	20,221	4,691,734	693,615,292	

※し尿処理施設からの汚水流入量及び処理負担金額を含む



(農業集落排水事業)

令和7年3月31日現在

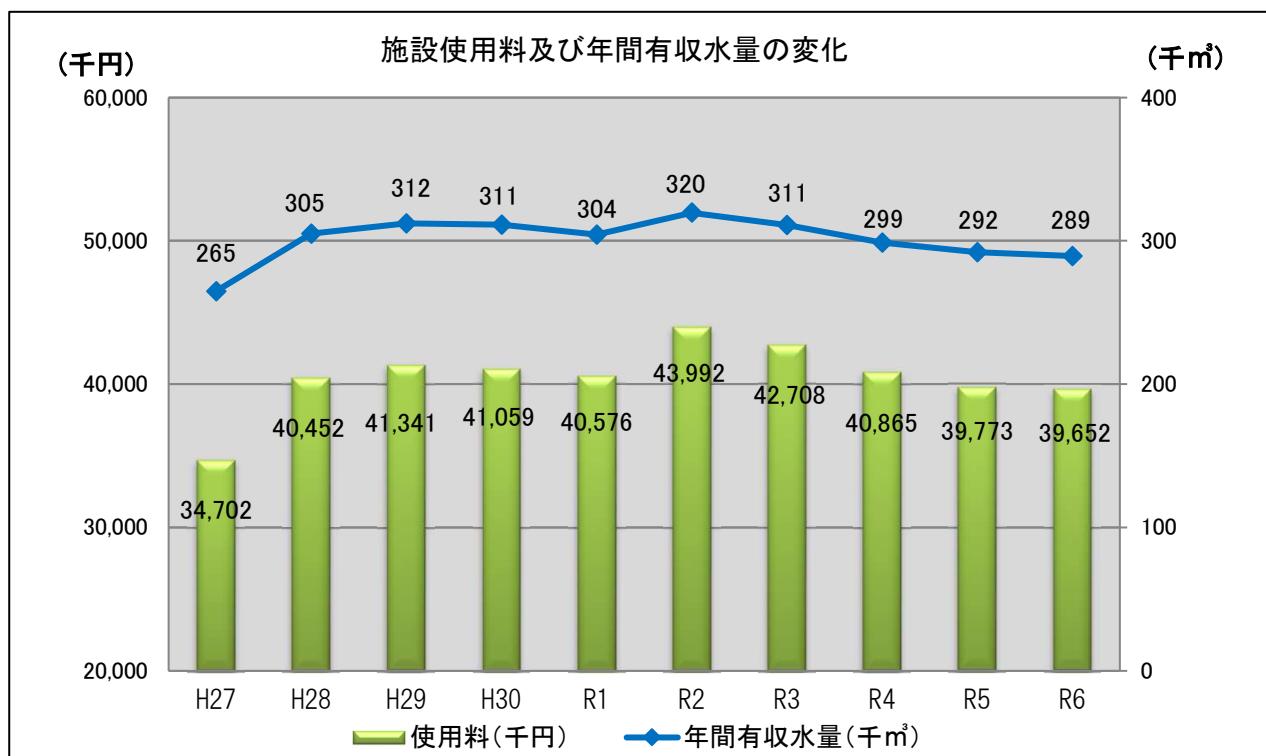
事 項	単位	令和6年度	令和5年度	比 較	
				増 減	比 率 (%)
1 行 政 区 域 内 人 口 A	人	65,980	66,041	△ 61	△ 0.1
2 処 理 区 域 内 人 口 B	人	3,899	3,986	△ 87	△ 2.2
3 処 理 区 域 内 世 帯	戸	1,448	1,438	10	0.7
	東 部 地 区 戸	493	496	△ 3	△ 0.6
	松 川 地 区 戸	210	212	△ 2	△ 0.9
	平 岡 地 区 戸	745	730	15	2.1
4 水 洗 化 人 口 C	人	3,157	3,216	△ 59	△ 1.8
5 普 及 率 $B / A \times 100$	%	5.9	6.0	△ 0.1	—
6 水洗化率 $C / B \times 100$	%	81.0	80.7	0.3	—
7 排 水 戸 数	戸	1,186	1,177	9	0.8
8 年 間 有 収 水 量	m^3	289,349	292,004	△ 2,655	△ 0.9
9 一 日 平 均 有 収 水 量	m^3	791	798	△ 7	△ 0.9
10 一 人 一 日 平 均 有 収 水 量	リッル	251	248	3	1.2



農業集落排水施設使用料及び年間有収水量の変化について

(農業集落排水事業)

年度	排水戸数(戸)	年間有収水量(㎥)	使用料(円)(税込)	
H27	1,098	264,855	34,702,180	
H28	1,150	304,998	40,451,514	
H29	1,185	312,132	41,340,667	
H30	1,191	311,198	41,058,849	
R1	1,174	304,255	40,575,989	R1.10料金改定(消費税8%→10%)
R2	1,155	319,674	43,992,226	コロナ禍での水需要増加
R3	1,172	311,062	42,707,735	
R4	1,167	298,648	40,864,835	
R5	1,177	292,004	39,773,242	
R6	1,186	289,349	39,652,105	



2 決算内容

(*は公営企業用語集をご参照ください。)

(1)公共下水道事業+農業集落排水事業

収益的収入及び支出(*7)

収 入

(消費税及び地方消費税込 単位:円)

款・項・目	令和6年度	令和5年度	比 較		説 明
			増 減	比率	
1 事 業 収 益	1,737,785,971	1,861,253,545	△ 123,467,574	△ 6.6	内仮受消費税等 66,681,980
1 営 業 収 益	737,668,516	734,213,529	3,454,987	0.5	内仮受消費税等 66,616,638
1 下 水 道 使 用 料	737,118,516	733,813,529	3,304,987	0.5	下水道使用料 691,280,510 下水処理負担金 45,838,006
2 そ の 他 の 営 業 収 益	550,000	400,000	150,000	37.5	指定排水設備業者に係る手数料
2 営 業 外 収 益	1,000,073,064	1,108,576,810	△ 108,503,746	△ 9.8	内仮受消費税等 65,342
1 他 会 計 補 助 金	366,625,000	452,412,000	△ 85,787,000	△ 19.0	一般会計繰入金(基準内)125,022,349 一般会計繰入金(基準外)241,602,651
2 補 助 金	0	13,200,000	△ 13,200,000	皆減	
3 長 期 前 受 金 戻 入 (*10)	632,357,933	641,166,099	△ 8,808,166	△ 1.4	
4 雜 収 益	1,090,131	979,939	110,192	11.2	
5 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 還 付 金	0	818,772	△ 818,772	皆減	
3 特 別 利 益	44,391	18,463,206	△ 18,418,815	△ 99.8	内仮受消費税等
1 過 年 度 損 益 修 正 益	44,391	18,463,206	△ 18,418,815	△ 99.8	過年度の下水道使用料の還付金相当額等

支 出

(消費税及び地方消費税込 単位:円)

款・項・目	令和6年度	令和5年度	比 較		説 明
			増 減	比率	
1 事 業 費	1,578,908,571	1,627,617,469	△ 48,708,898	△ 3.0	内仮払消費税等 36,916,596
1 営 業 費 用	1,484,591,668	1,518,708,106	△ 34,116,438	△ 2.2	内仮払消費税等 36,899,165
1 管 渠 費	36,910,490	48,427,993	△ 11,517,503	△ 23.8	
2 処 理 場 費	397,738,806	407,886,995	△ 10,148,189	△ 2.5	
3 総 係 費	114,494,812	120,027,298	△ 5,532,486	△ 4.6	
4 減 価 償 却 費 (*11)	935,378,735	941,968,539	△ 6,589,804	△ 0.7	
5 資 産 減 耗 費 (*12)	68,825	397,281	△ 328,456	△ 82.7	
2 営 業 外 費 用	94,066,397	100,243,391	△ 6,176,994	△ 6.2	
1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 (*13)	67,494,397	77,711,719	△ 10,217,322	△ 13.1	企業債に対する借入利息
2 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	26,572,000	22,531,672	4,040,328	17.9	
3 特 別 損 失	250,506	8,665,972	△ 8,415,466	△ 97.1	内仮払消費税等 17,431
1 過 年 度 損 益 修 正 損 (*14)	250,506	8,665,972	△ 8,415,466	△ 97.1	過年度の下水道使用料の還付金相当額等
2 そ の 他 特 別 損 失	0	0	0	-	
4 予 備 費	0	0	0	-	
1 予 備 費	0	0	0	-	

収支差引(消費税抜)	155,684,016円
収支差引(消費税込)	158,877,400円
雑支出(他会計補助金等の消費税相当額)	1,594,427円
純損益(収支差引(消費税抜)-雑支出)	154,089,589円

資本的収入及び支出(*8)

収入

(消費税及び地方消費税込 単位:円)

款・項・目	令和6年度	令和5年度	比 較		説 明
			増 減	比率	
1 資 本 的 収 入	242,770,030	272,531,790	△ 29,761,760	△ 10.9	
1 企 業 債	218,200,000	221,100,000	△ 2,900,000	△ 1.3	
1 企 業 債	218,200,000	221,100,000	△ 2,900,000	△ 1.3	建設改良債(*15) 51,500,000 資本費平準化債(*16) 166,700,000
2 他 会 計 補 助 金	2,171,000	3,180,000	△ 1,009,000	△ 31.7	
1 他 会 計 補 助 金	2,171,000	3,180,000	△ 1,009,000	△ 31.7	企業債元金償還補助金(基準内)2,171,000
3 国 庫 補 助 金	19,700,000	41,592,000	△ 21,892,000	△ 52.6	
1 国 庫 補 助 金	19,700,000	41,592,000	△ 21,892,000	△ 52.6	
県 補 助 金	0	3,336,000	△ 3,336,000	皆減	
県 補 助 金	0	3,336,000	△ 3,336,000	皆減	
4 負 担 金	2,699,030	3,223,790	△ 524,760	△ 16.3	
1 受 益 者 負 担 金 及 び 分 担 金	2,699,030	3,223,790	△ 524,760	△ 16.3	受益者負担金 1,391,390 区域外流入受益者分担金 1,307,640
5 長 期 貸 付 金 償 戻 金	0	100,000	△ 100,000	皆減	
1 長 期 貸 付 金 償 戻 金	0	100,000	△ 100,000	皆減	

支出

(消費税及び地方消費税込 単位:円)

款・項・目	令和6年度	令和5年度	比 較		説 明
			増 減	比率	
1 資 本 的 支 出	670,603,284	770,029,961	△ 99,426,677	△ 12.9	内仮払消費税等 6,970,260
1 建設改良費(*17)	98,619,828	162,131,004	△ 63,511,176	△ 39.2	内仮払消費税等 6,728,260
1 管 渠 費	83,832,528	147,588,564	△ 63,756,036	△ 43.2	
2 処 理 場 費	14,787,300	14,542,440	244,860	1.7	
2 固定資産購入費	2,662,000	1,263,900	1,398,100	110.6	内仮払消費税等 242,000
1 有形固定資産購入費	2,662,000	1,263,900	1,398,100	110.6	
3 企 業 債 償 還 金	569,321,456	606,635,057	△ 37,313,601	△ 6.2	
1 企 業 債 償 還 金	569,321,456	606,635,057	△ 37,313,601	△ 6.2	
4 長 期 貸 付 金	0	0	0	-	
1 長 期 貸 付 金	0	0	0	-	
5 予 備 費	0	0	0	-	
1 予 備 費	0	0	0	-	

收支差引(消費税込み)

△ 427,833,254円

※收支不足額427,833,254円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,777,561円、当年度損益勘定留保資金303,104,008円及び減債積立金119,951,685円で補てんした。

(2)公共下水道事業

収益的収入及び支出

収 入

(消費税及び地方消費税込 単位:円)

款・項・目	令和6年度	令和5年度	比 較		説 明
			増 減	比率	
1 事 業 収 益	1,470,768,273	1,575,433,760	△ 104,665,487	△ 6.6	内仮受消費税等 63,079,971
1 営 業 収 益	698,016,411	694,440,287	3,576,124	0.5	内仮受消費税等 63,014,629
1 下 水 道 使 用 料	697,466,411	694,040,287	3,426,124	0.5	下水道使用料651,628,405 下水処理負担金 45,838,006
2 そ の 他 の 営 業 収 益	550,000	400,000	150,000	37.5	工事店登録更新手数料等
2 営 業 外 収 益	772,721,880	865,846,593	△ 93,124,713	△ 10.8	内仮受消費税等 65,342
1 他 会 計 補 助 金	258,973,000	338,069,000	△ 79,096,000	△ 23.4	一般会計繰入金(基準内)45,874,271 (基準外)213,098,729
2 補 助 金	0	13,200,000	△ 13,200,000	皆減	
3 長 期 前 受 金 戻 入	512,676,380	513,615,883	△ 939,503	△ 0.2	
4 雜 収 益	1,072,500	961,710	110,790	11.5	公共下水道敷占有料 東京電力原子力発電所事故賠償金等
3 特 別 利 益	29,982	15,146,880	△ 15,116,898	△ 99.8	内仮受消費税等 0
1 過 年 度 損 益 修 正 益	29,982	15,146,880	△ 15,116,898	△ 99.8	過年度の下水道使用料の還付金相当額等

支 出

(消費税及び地方消費税込 単位:円)

款・項・目	令和6年度	令和5年度	比 較		説 明
			増 減	比率	
1 事 業 費	1,320,784,042	1,349,161,049	△ 28,377,007	△ 2.1	内仮払消費税等 32,695,393
1 営 業 費 用	1,249,405,612	1,271,910,848	△ 22,505,236	△ 1.8	内仮払消費税等 32,680,145
1 管 渠 費	23,814,478	33,780,053	△ 9,965,575	△ 29.5	人件費1名分、 包括維持管理委託(管渠相当分)、 マンホール蓋調整工事 他
2 処 理 場 費	360,783,132	369,985,800	△ 9,202,668	△ 2.5	人件費2名分、包括維持管理委託(処理場 相当分)、脱水汚泥運搬・処理委託、場内水 質試験委託 他
3 総 係 費	98,895,132	102,990,947	△ 4,095,815	△ 4.0	人件費5名分、 下水道使用料徴収事務委託負担金 他
4 減 償 償 却 費	765,844,045	764,756,767	1,087,278	0.1	
5 資 産 減 耗 費	68,825	397,281	△ 328,456	△ 82.7	固定資産の除却による資産減耗
2 営 業 外 費 用	71,151,939	76,036,242	△ 4,884,303	△ 6.4	
1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	44,672,239	53,504,570	△ 8,832,331	△ 16.5	企業債利子
2 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	26,479,700	22,531,672	3,948,028	17.5	
3 特 別 損 失	226,491	1,213,959	△ 987,468	△ 81.3	内仮払消費税等 15,248
1 過 年 度 損 益 修 正 損	226,491	1,213,959	△ 987,468	△ 81.3	過年度の下水道使用料の還付金相当額等
2 そ の 他 特 別 損 失	0	0	0	-	
4 予 備 費	0	0	0	-	
1 予 備 費	0	0	0	-	

収支差引(消費税抜)	146,079,353円
収支差引(消費税込)	149,984,231円
雑支出(他会計補助金等の消費税相当額)	161,041円
純損益(収支差引(消費税抜)-雑支出)	145,918,312円

資本的収入及び支出

収入

(消費税及び地方消費税込 単位:円)

款・項・目	令和6年度	令和5年度	比 較		説 明
			増 減	比率	
1 資 本 的 収 入	176,310,030	200,925,790	△ 24,615,760	△ 12.3	
1 企 業 債	152,200,000	153,700,000	△ 1,500,000	△ 1.0	
1 企 業 債	152,200,000	153,700,000	△ 1,500,000	△ 1.0	建設改良債43,500,000 資本費平準化債108,700,000
2 他 会 計 補 助 金	2,171,000	3,010,000	△ 839,000	△ 27.9	
1 他 会 計 補 助 金	2,171,000	3,010,000	△ 839,000	△ 27.9	企業債元金償還補助金(基準内)2,171,000
3 国 庫 補 助 金	19,700,000	41,592,000	△ 21,892,000	△ 52.6	
1 国 庫 補 助 金	19,700,000	41,592,000	△ 21,892,000	△ 52.6	
県 補 助 金	0	0	0	-	
県 補 助 金	0	0	0	-	
4 負 担 金	2,239,030	2,523,790	△ 284,760	△ 11.3	
1 受 益 者 負 担 金 及 び 分 担 金	2,239,030	2,523,790	△ 284,760	△ 11.3	受益者負担金1,391,390 区域外流入受益者分担金847,640
5 長 期 貸 付 金 償 戻 金	0	100,000	△ 100,000	皆減	
1 長 期 貸 付 金 償 戻 金	0	100,000	△ 100,000	皆減	

支 出

(消費税及び地方消費税込 単位:円)

款・項・目	令和6年度	令和5年度	比 較		説 明
			増 減	比率	
1 資 本 的 支 出	549,183,020	640,764,167	△ 91,581,147	△ 14.3	内仮払消費税等 6,212,071
1 建 設 改 良 費	90,279,748	142,449,321	△ 52,169,573	△ 36.6	内仮払消費税等 5,970,071
1 管 渠 費	75,492,448	136,782,121	△ 61,289,673	△ 44.8	人件費3名分、 横田第一汚水幹線圧送管二条化工事 他
2 处 理 場 費	14,787,300	5,667,200	9,120,100	160.9	袖ヶ浦終末処理場返送汚泥ポンプ修繕工事 他
2 固 定 資 産 購 入 費	2,662,000	1,263,900	1,398,100	110.6	内仮払消費税等 242,000
1 有 形 固 定 資 産 購 入 費	2,662,000	1,263,900	1,398,100	110.6	水質試験用純水製造装置等
3 企 業 債 償 戻 金	456,241,272	497,050,946	△ 40,809,674	△ 8.2	
1 企 業 債 償 戻 金	456,241,272	497,050,946	△ 40,809,674	△ 8.2	
4 長 期 貸 付 金	0	0	0	-	
1 長 期 貸 付 金	0	0	0	-	
5 予 備 費	0	0	0	-	
1 予 備 費	0	0	0	-	

収支差引(消費税込み)	△ 372,872,990円
-------------	----------------

※収支不足額372,872,990円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,056,800円、当年度損益勘定留保資金253,250,871円及び減債積立金115,565,319円で補てんした。

(3) 農業集落排水事業

収益的収入及び支出

収入

(消費税及び地方消費税込 単位:円)

款・項・目	令和6年度	令和5年度	比 較		説 明
			増 減	比率	
1 事 業 収 益	267,017,698	285,819,785	△ 18,802,087	△ 6.6	内仮受消費税等 3,602,009
1 営 業 収 益	39,652,105	39,773,242	△ 121,137	△ 0.3	内仮受消費税等 3,602,009
1 下 水 道 使 用 料	39,652,105	39,773,242	△ 121,137	△ 0.3	
2 営 業 外 収 益	227,351,184	242,730,217	△ 15,379,033	△ 6.3	
1 他 会 計 補 助 金	107,652,000	114,343,000	△ 6,691,000	△ 5.9	一般会計繰入金(基準内)79,148,078 (基準外)28,503,922
3 長 期 前 受 金 戻 入	119,681,553	127,550,216	△ 7,868,663	△ 6.2	
4 雜 収 益	17,631	18,229	△ 598	△ 3.3	東京電力原子力発電所事故賠償金等
5 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 還 付 金	0	818,772	△ 818,772	皆減	
3 特 別 利 益	14,409	3,316,326	△ 3,301,917	△ 99.6	
1 過 年 度 損 益 修 正 益	14,409	3,316,326	△ 3,301,917	△ 99.6	過年度の下水道使用料の還付金相当額

支 出

(消費税及び地方消費税込 単位:円)

款・項・目	令和6年度	令和5年度	比 較		説 明
			増 減	比率	
1 事 業 費	258,124,529	278,456,420	△ 20,331,891	△ 7.3	内仮払消費税等 4,221,203
1 営 業 費 用	235,186,056	246,797,258	△ 11,611,202	△ 4.7	内仮払消費税等 4,219,020
1 管 渠 費	13,096,012	14,647,940	△ 1,551,928	△ 10.6	袖ヶ浦東部浄化センター等 包括維持管理委託等(管渠相当分)他
2 処 理 場 費	36,955,674	37,901,195	△ 945,521	△ 2.5	人件費1名分 袖ヶ浦東部浄化センター等
3 総 係 費	15,599,680	17,036,351	△ 1,436,671	△ 8.4	人件費1名分 下水道使用料徴収事務委託負担金 他
4 減 価 償 却 費	169,534,690	177,211,772	△ 7,677,082	△ 4.3	
2 営 業 外 費 用	22,914,458	24,207,149	△ 1,292,691	△ 5.3	
1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	22,822,158	24,207,149	△ 1,384,991	△ 5.7	企業債利子
2 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	92,300	0	92,300	皆増	
3 特 別 損 失	24,015	7,452,013	△ 7,427,998	△ 99.7	内仮払消費税等 2,183
1 過 年 度 損 益 修 正 損	24,015	7,452,013	△ 7,427,998	△ 99.7	過年度の下水道使用料の還付金相当額
4 予 備 費	0	0	0	-	
1 予 備 費	0	0	0	-	

収支差引(消費税抜)	9,604,663円
収支差引(消費税込)	8,893,169円
雑支出(他会計補助金等の消費税相当額)	1,433,386円
純損益(収支差引(消費税抜)-雑支出))	8,171,277円

資本的収入及び支出

収入

(消費税及び地方消費税込 単位:円)

款・項・目	令和6年度	令和5年度	比 較		説 明
			増 減	比率	
1 資 本 的 収 入	66,460,000	71,606,000	△ 5,146,000	△ 7.2	
1 企 業 債	66,000,000	67,400,000	△ 1,400,000	△ 2.1	
1 企 業 債	66,000,000	67,400,000	△ 1,400,000	△ 2.1	建設改良債 8,000,000 資本費平準化債 58,000,000
2 他 会 計 補 助 金	0	170,000	△ 170,000	皆 減	
1 他 会 計 補 助 金	0	170,000	△ 170,000	皆 減	
3 国 庫 補 助 金	0	0	0	-	
1 国 庫 補 助 金	0	0	0	-	
県 補 助 金	0	3,336,000	△ 3,336,000	皆 減	
県 補 助 金	0	3,336,000	△ 3,336,000	皆 減	
5 負 担 金	460,000	700,000	△ 240,000	△ 34.3	
1 受 益 者 負 担 金 及 び 分 担 金	460,000	700,000	△ 240,000	△ 34.3	
6 長 期 貸 付 金 償 戻 金	0	0	0	-	
1 長 期 貸 付 金 償 戻 金	0	0	0	-	

支 出

(消費税及び地方消費税込 単位:円)

款・項・目	令和6年度	令和5年度	比 較		説 明
			増 減	比率	
1 資 本 的 支 出	121,420,264	129,265,794	△ 7,845,530	△ 6.1	内仮払消費税等 758,189
1 建 設 改 良 費	8,340,080	19,681,683	△ 11,341,603	△ 57.6	内仮払消費税等 758,189
1 管 渠 費	8,340,080	10,806,443	△ 2,466,363	△ 22.8	マンホール蓋更新工事(もみの木台団地)他
2 处 理 場 費	0	8,875,240	△ 8,875,240	皆 減	
2 固 定 資 産 購 入 費	0	0	0	-	
1 有 形 固 定 資 産 購 入 費	0	0	0	-	
3 企 業 債 償 戻 金	113,080,184	109,584,111	3,496,073	3.2	
1 企 業 債 償 戻 金	113,080,184	109,584,111	3,496,073	3.2	
4 長 期 貸 付 金	0	0	0	-	
1 長 期 貸 付 金	0	0	0	-	
5 予 備 費	0	0	0	-	
1 予 備 費	0	0	0	-	

収支差引(消費税込み) △ 54,960,264円

※収支不足額54,960,264円は、当年度消費税及び地方消費税資本の収支調整額720,761円、当年度損益勘定留保資金49,853,137円及び減債積立金4,386,366円で補てんした。

損益計算書(*18)(公共下水道事業+農業集落排水事業)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜 単位:円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	666,650,759		
(2) その他の営業収益	<u>550,000</u>	667,200,759	
2 営業費用			
(1) 管渠費	34,398,755		
(2) 処理場費	363,719,741		
(3) 総係費	110,275,328		
(4) 減価償却費	935,378,735		
(5) 資産減耗費	<u>68,825</u>	<u>1,443,841,384</u>	
営業損失			776,640,625
3 営業外収益			
(1) 他会計補助金	366,625,000		
(2) 長期前受金戻入	632,357,933		
(3) 雜収益	<u>1,024,789</u>	1,000,007,722	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	67,494,397		
(2) 雜支出	<u>1,594,427</u>	<u>69,088,824</u>	<u>930,918,898</u>
経常利益			154,278,273
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>29,982</u>	29,982	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>218,666</u>	<u>218,666</u>	<u>△ 188,684</u>
当年度純利益			154,089,589
その他未処分利益剰余金変動額			<u>119,951,685</u>
当年度未処分利益剰余金			<u>274,041,274</u>

損益計算書(公共下水道)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜 単位:円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	634,451,782		
(2) その他の営業収益	<u>550,000</u>	635,001,782	
2 営業費用			
(1) 管渠費	22,487,228		
(2) 処理場費	329,699,282		
(3) 総係費	98,626,087		
(4) 減価償却費	765,844,045		
(5) 資産減耗費	<u>68,825</u>	<u>1,216,725,467</u>	
営業損失			581,723,685
3 営業外収益			
(1) 他会計補助金	258,973,000		
(2) 長期前受金戻入	512,676,380		
(3) 雜収益	<u>1,007,158</u>	772,656,538	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	44,672,239		
(2) 雜支出	<u>161,041</u>	<u>44,833,280</u>	<u>727,823,258</u>
経常利益			146,099,573
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>29,982</u>	29,982	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>211,243</u>	<u>211,243</u>	<u>△ 181,261</u>
当年度純利益			145,918,312
その他未処分利益剰余金変動額			<u>115,565,319</u>
当年度未処分利益剰余金			<u>261,483,631</u>

損益計算書(農業集落排水)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜 単位:円)

1 當業收益

(1) 下 水 道 使 用 料 36,050,096
(2) そ の 他 の 営 業 収 益 0 36,050,096

2 當業費用

(1) 管	渠	費	11,911,527			
(2) 処	理	場	費	34,020,459		
(3) 總	係	費	15,500,360			
(4) 減	価	償	却	費	169,534,690	230,967,036

營業損失 194,916,940

3 當業外収益

(1) 他 会 計 補 助 金	107,652,000
(2) 長 期 前 受 金 戻 入	119,681,553
(3) 雜 収 益	17,631 227,351,184

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	22,822,158
(2) 雜 支 出	<u>1,433,386</u> <u>24,255,544</u> <u>203,095,640</u>
経 常 利 益	8,178,700

5 特 別 利 益

(1) 過 年 度 損 益 修 正 益 14,409 14,409

6 特 別 捐 失

(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	21,832	21,832	△ 7,423
当 年 度 純 利 益			8,171,277
その他未処分利益剰余金変動額			4,386,366
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			12,557,643

貸借対照表(*19)(公共下水道事業十農業集落排水事業)
(令和7年3月31日)

(単位:円)

借方勘定		貸方勘定	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
1 固定資産		3 固定負債	
(1)有形固定資産	23,708,180,113	(1)企業債	4,237,582,098
イ 土地	963,012,890	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	4,232,202,666
ロ 建物	1,015,432,536	ロ その他の企業債	5,379,432
減価償却累計額	△ 646,180,079		
ハ 構築物	43,936,960,484	固定負債合計	4,237,582,098
減価償却累計額	△ 23,022,153,351		
二 機械及び装置	6,539,467,972		
減価償却累計額	△ 5,203,879,573	4 流動負債	
ホ 車両運搬具	6,190,973	(1)企業債	516,455,732
減価償却累計額	△ 3,498,795	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	514,280,154
ヘ 工具、器具及び備品	24,753,235	ロ その他の企業債	2,175,578
減価償却累計額	△ 19,515,651	(2)未払金	102,675,124
ト 建設仮勘定(*20)	117,589,472	(3)引当金	8,583,625
(2)投資その他の資産	5,000,000	イ 賞与引当金	7,171,060
イ 出資金	5,000,000	ロ 法定福利費引当金	1,412,565
		(4)その他流動負債	390,000
固定資産合計	23,713,180,113	流動負債合計	628,104,481
2 流動資産			
(1)現金預金	165,957,567		
(2)未収金	129,366,565	5 繰延収益	
イ 貸倒引当金(*24)	△ 218,063	(1)長期前受金	37,359,441,984
流動資産合計	295,106,069	長期前受金収益化累計額	△ 22,174,213,689
		繰延収益合計	15,185,228,295
		負債合計	20,050,914,874
		資本の部	
		6 資本金	2,604,123,556
		7 剰余金(*25)	
		(1)資本剰余金	952,660,979
		イ 受贈財産評価額	878,540,890
		ロ 国庫補助金	23,569,664
		ハ 県補助金	46,139,088
		二 受益者負担金	799,846
		ホ 他会計補助金	3,611,491
		(2)利益剰余金	400,586,773
		イ 減債積立金	126,545,499
		ロ 当年度未処分利益剰余金	274,041,274
		剰余金合計	1,353,247,752
		資本合計	3,957,371,308
資産合計	24,008,286,182	負債資本合計	24,008,286,182

貸借対照表(公共下水道事業)
(令和7年3月31日)

(単位:円)

借方勘定		貸方勘定	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
1 固定資産		3 固定負債	
(1)有形固定資産	18,288,146,892	(1)企業債	2,825,642,189
イ 土地	893,150,890	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	2,820,262,757
口 建物	979,722,877	口 その他の企業債	5,379,432
減価償却累計額	△ 627,069,496	固定負債合計	2,825,642,189
ハ 構築物	36,095,234,980		
減価償却累計額	△ 20,195,684,294		
二 機械及び装置	5,014,493,901		
減価償却累計額	△ 3,985,599,097	4 流動負債	
木 車両運搬具	6,190,973	(1)企業債	413,969,736
減価償却累計額	△ 3,498,795	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	411,794,158
ヘ 工具、器具及び備品	24,111,148	口 その他の企業債	2,175,578
減価償却累計額	△ 18,905,667	(2)未払金	96,238,115
ト 建設仮勘定	105,999,472	(3)引当金	7,558,423
(2)投資その他の資産	5,000,000	イ 賞与引当金	6,310,879
イ 出資金	5,000,000	口 法定福利費引当金	1,247,544
固定資産合計	18,293,146,892	(4)その他流動負債	390,000
		流動負債合計	518,156,274
2 流動資産			
(1)現金預金	134,808,418		
(2)未収金	122,222,749	5 繰延収益	
1 貸倒引当金	△ 211,589	(1)長期前受金	30,070,287,903
流動資産合計	256,819,578	長期前受金収益化累計額	△ 18,653,010,186
		繰延収益合計	11,417,277,717
		負債合計	14,761,076,180
		資本の部	
		6 資本金	2,531,872,680
		7 剰余金	
		(1)資本剰余金	891,641,487
		イ 受贈財産評価額	878,540,890
		口 国庫補助金	11,923,015
		ハ 県補助金	40,135
		ニ 受益者負担金	396,698
		木 他会計補助金	740,749
		(2)利益剰余金	365,376,123
		イ 減債積立金	103,892,492
		口 当年度未処分利益剰余金	261,483,631
		剰余金合計	1,257,017,610
		資本合計	3,788,890,290
資産合計	18,549,966,470	負債資本合計	18,549,966,470

貸借対照表(農業集落排水事業)
(令和7年3月31日)

(単位:円)

借方勘定		貸方勘定	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
1 固定資産		3 固定負債	
(1)有形固定資産	5,420,033,221	(1)企業債	1,411,939,909
イ 土地	69,862,000	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,411,939,909
口 建物	35,709,659		
減価償却累計額	△ 19,110,583	固定負債合計	1,411,939,909
ハ 構築物	7,841,725,504		
減価償却累計額	△ 2,826,469,057		
2 機械及び装置	1,524,974,071	4 流動負債	
減価償却累計額	△ 1,218,280,476	(1)企業債	102,485,996
ヘ 工具、器具及び備品	642,087	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	102,485,996
減価償却累計額	△ 609,984	(2)未払金	6,437,009
ホ 建設仮勘定	11,590,000	(3)引当金	1,025,202
固定資産合計	5,420,033,221	イ 賞与引当金	860,181
		口 法定福利費引当金	165,021
2 流動資産		流動負債合計	109,948,207
(1)現金預金	31,149,149		
(2)未収金	7,143,816		
イ 貸倒引当金	△ 6,474	5 繰延収益	
		(1)長期前受金	7,289,154,081
流動資産合計	38,286,491	長期前受金収益化累計額	△ 3,521,203,503
		繰延収益合計	3,767,950,578
		負債合計	5,289,838,694
		資本の部	
		6 資本金	72,250,876
		7 剰余金	
		(1)資本剰余金	61,019,492
		イ 国庫補助金	11,646,649
		口 県補助金	46,098,953
		ハ 受益者負担金	403,148
		二 他会計補助金	2,870,742
		(2)利益剰余金	35,210,650
		イ 減債積立金	22,653,007
		口 当年度未処分利益剰余金	12,557,643
		剰余金合計	96,230,142
		資本合計	168,481,018
資産合計	5,458,319,712	負債資本合計	5,458,319,712

令和6年度袖ヶ浦市下水道事業会計キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜 単位:円)

	下水道事業	公共下水道事業	農業集落排水事業
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	154,089,589	145,918,312	8,171,277
減価償却費	935,378,735	765,844,045	169,534,690
固定資産除却損	68,825	68,825	0
長期前受金戻入額	△ 632,357,933	△ 512,676,380	△ 119,681,553
貸倒引当金の増減額(△は減少)	51,281	59,627	△ 8,346
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 234,562	△ 165,406	△ 69,156
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	△ 42,327	△ 29,348	△ 12,979
支払利息	67,494,397	44,672,239	22,822,158
過年度損益修正損(現金を伴わないもの)	44,363	44,363	0
過年度損益修正益(現金を伴わないもの)	△ 29,982	△ 29,982	0
雑収益(現金を伴わないもの)	0	0	0
未収金の増減額(△は増加)	△ 545,752	△ 1,350,913	805,161
未払金の増減額(△は減少)	△ 19,361,740	△ 18,192,346	△ 1,169,394
小計	504,554,894	424,163,036	80,391,858
利息の支払額	△ 74,137,709	△ 51,315,551	△ 22,822,158
業務活動によるキャッシュ・フロー	430,417,185	372,847,485	57,569,700
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 122,409,176	△ 105,929,452	△ 16,479,724
国庫補助金による収入	17,909,091	17,909,091	0
負担金による収入	3,979,194	3,266,622	712,572
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	2,010,186	2,010,186	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 98,510,705	△ 82,743,553	△ 15,767,152
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	218,200,000	152,200,000	66,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 629,429,411	△ 516,349,227	△ 113,080,184
その他の企業債の償還による支出	△ 2,171,818	△ 2,171,818	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 413,401,229	△ 366,321,045	△ 47,080,184
資金増減額	△ 81,494,749	△ 76,217,113	△ 5,277,636
資金期首残高	247,452,316	211,025,531	36,426,785
資金期末残高	165,957,567	134,808,418	31,149,149

令和6年度袖ヶ浦市下水道事業における 経営指標について

決算値と経営戦略の値との比較

- | | | |
|----------------------|---|----|
| (1) 経常収支比率について | … | P1 |
| (2) 経費回収率について | … | P2 |
| (3) 汚水処理原価について | … | P3 |
| (4) 企業債残高対事業規模比率について | … | P4 |

令和6年度決算値と経営戦略の値との比較

(1) 経常収支比率について(基準外繰入金を除く)

$$((\text{経常利益}(C) - \text{基準外繰入金}(D)) \div \text{経常費用}(G) \times 100\%)$$

経常収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で、100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示します。

令和6年度決算値は、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに100%を下回っていることから、一般会計からの基準外繰入金により経営が成り立っていることを意味し、経営改善に向けた取組が必要です。

【公共下水道事業】

(消費税及び地方消費税抜)

区分	年 度	令和6年度			
		計画	決算	比較	増減率(%)
経常収支比率	(%)	94.3%	94.7%	0.4	-
営業収益(A)	(百万円)	627	635	8	1.3
営業外収益(B)	(百万円)	773	773	0	0.0
経常収益(A+B)(C)	(百万円)	1,400	1,408	8	0.6
基準外繰入金(D)	(百万円)	202	213	11	5.4
営業費用(E)	(百万円)	1,225	1,217	△ 8	△ 0.7
営業外費用(F)	(百万円)	45	45	0	0.0
経常費用(E+F)(G)	(百万円)	1,270	1,262	△ 8	△ 0.6

【農業集落排水事業】

(消費税及び地方消費税抜)

区分	年 度	令和6年度			
		計画	決算	比較	増減率(%)
経常収支比率	(%)	90.8%	92.0%	1.2	-
営業収益(A)	(百万円)	35.6	36.1	0.5	1.4
営業外収益(B)	(百万円)	227.2	227.4	0.2	0.1
経常収益(A+B)(C)	(百万円)	262.8	263.5	0.7	0.3
基準外繰入金(D)	(百万円)	28.7	28.5	△ 0.2	△ 0.7
営業費用(E)	(百万円)	232.9	231.0	△ 1.9	△ 0.8
営業外費用(F)	(百万円)	24.9	24.3	△ 0.6	△ 2.4
経常費用(E+F)(G)	(百万円)	257.8	255.3	△ 2.5	△ 1.0

※他資料と単位が異なることがあるため、指標が一致しない場合があります。

(2) 経費回収率

(下水道使用料(A) ÷ 汚水処理費(D) × 100%)

経費回収率は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標で、100%以上であることが求められます。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料の設定と使用料収入の確保、及び汚水処理費の削減が必要です。

令和6年度決算値は、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに100%を下回っていることから、使用料収入が不足していることを示します。特に農業集落排水事業は、約60%と非常に低い数値となっています。

【公共下水道事業】

(消費税及び地方消費税抜)

区分	年 度	令和6年度			
		計画	決算	比較	増減率(%)
経 費 回 収 率 (%)		89.4%	90.1%	0.7	-
下 水 道 使 用 料 (A) (百万円)		627	634	7	1.1
汚 水 維 持 費 (B) (百万円)		433	424	△ 9	△ 2.1
汚 水 資 本 費 (C) (百万円)		268	280	12	4.5
汚 水 処 理 費 (D) (百万円)		701	704	3	0.4

【農業集落排水事業】

(消費税及び地方消費税抜)

区分	年 度	令和6年度			
		計画	決算	比較	増減率(%)
経 費 回 収 率 (%)		60.0%	63.6%	3.6	-
下 水 道 使 用 料 (A) (百万円)		35.6	36.1	0.5	1.4
汚 水 維 持 費 (B) (百万円)		59.3	56.8	△ 2.5	△ 4.2
汚 水 資 本 費 (C) (百万円)		0.0	0.0	0.0	0.0
汚 水 処 理 費 (D) (百万円)		59.3	56.8	△ 2.5	△ 4.2

※他資料と単位が異なることがあるため、指標が一致しない場合があります。

(3) 汚水処理原価

(汚水処理費 ÷ 年間有収水量)

汚水処理原価は、有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費、汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標で、安価ほど良いことを示します。

農業集落排水事業は、規模が小さく、汚水処理原価は公共下水道事業より高くなっています。
公共下水道事業、農業集落排水事業とも、さらなるコスト削減に努めます。

【公共下水道事業】

(消費税及び地方消費税抜)

区分	年 度	令和 6 年度			
		計画	決算	比較	増減率(%)
公 費 負 担 控 除 前	(円/ m ³)	156.4	153.9	△ 2.5	-
	汚 水 処 理 費 (A) (千円)	730,612	722,022	△ 8,590	△ 1.2
	年 間 有 収 水 量 (B) (千m ³ /年)	4,670	4,692	22	0.5
公費 (分流式下水道等に要する経費)	(千円)	30,112	18,262	△ 11,850	△ 39.4
公 費 負 担 控 除 後	(円/ m ³)	150.0	150.0	0.0	0.0
	汚 水 処 理 費 (C) (千円)	700,500	703,760	3,260	0.5
	年 間 有 収 水 量 (D) (千m ³ /年)	4,670	4,692	22	0.5

【農業集落排水事業】

(消費税及び地方消費税抜)

区分	年 度	令和 6 年度			
		計画	決算	比較	増減率(%)
公 費 負 担 控 除 前	(円/ m ³)	437.8	429.3	△ 8.5	-
	汚 水 処 理 費 (A) (千円)	126,735	124,186	△ 2,549	△ 2.0
	年 間 有 収 水 量 (B) (千m ³ /年)	289.5	289.3	△ 0.2	△ 0.1
公費 (分流式下水道等に要する経費)	(千円)	67,470	67,424	△ 46	△ 0.1
公 費 負 担 控 除 後	(円/ m ³)	204.7	196.2	△ 8.5	△ 4.2
	汚 水 処 理 費 (C) (千円)	59,265	56,762	△ 2,503	△ 4.2
	年 間 有 収 水 量 (D) (千m ³ /年)	289.5	289.3	△ 0.2	△ 0.1

※他資料と単位が異なることがあるため、指標が一致しない場合があります。

(4) 企業債残高対事業規模比率

((企業債現在高(A)－一般会計負担額(B)) ÷ (営業収益(C)－受託工事収益(D)－雨水処理負担金(E)) × 100%)

企業債残高対事業規模比率は、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

令和6年度決算値について、公共下水道事業は、使用料収入を企業債の返済に全額あてた場合、完済までおよそ5年かかり、農業集落排水事業は、およそ38年かかる意味しています。

起債の抑制に努めながら、施設整備を進めています。

【公共下水道事業】

(消費税及び地方消費税抜)

区分	年 度	令和6年度			
		計画	決算	比較	増減率(%)
企業債残高対事業規模比率	(%)	447	431	△ 16.0	-
企業債現在高(A)	(百万円)	3,323	3,240	△ 83	△ 2.5
一般会計負担額(B)	(百万円)	518	505	△ 13	△ 2.5
営業収益(C)	(百万円)	627	635	8	1.3
受託工事収益(D)	(百万円)	0	0	0	0.0
雨水処理負担金(E)	(百万円)	0	0	0	0.0

【農業集落排水事業】

(消費税及び地方消費税抜)

区分	年 度	令和6年度			
		計画	決算	比較	増減率(%)
企業債残高対事業規模比率	(%)	3,776	3,720	△ 56.0	-
企業債現在高(A)	(百万円)	1,515	1,514	△ 1	△ 0.1
一般会計負担額(B)	(百万円)	171.2	171.1	△ 0.1	△ 0.1
営業収益(C)	(百万円)	35.6	36.1	0.5	1.4
受託工事収益(D)	(百万円)	0	0	0	0.0
雨水処理負担金(E)	(百万円)	0	0	0	0.0

※他資料と単位が異なることがあるため、指標が一致しない場合があります。

公営企業用語集

（1）公営企業

地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として、主にその経費を経営に伴う収入をもって賄うことを原則として（独立採算の原則）、直接経営する企業。

（2）法適用事業、法非適用事業

地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用事業、適用していない事業を法非適用事業という。

法適用には、当然に同法の規定の全ての適用が求められる事業（水道事業等）、財務規定等の適用が当然に求められる事業（病院事業）、条例の定めるところにより、同法の規定の全部又は一部を適用することとされた事業（下水道事業等）がある。

法適用事業においては、発生主義に基づく企業会計で処理され、法非適用事業においては官庁会計で処理される。

（3）特別会計

一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別個に経理される会計をいう。地方公営企業法が適用される公営企業においては、事業ごとにその経営成績及び財務状況を明らかにして経営すべきものであるので、その経理を特別会計を設けて行うのが原則とされている。

（4）期間損益

公営企業の事業活動の成果を明らかにして経営状況を把握するために、一定の期間（4月1日～3月31日）に事業年度を区切って成績を把握する必要がある。この事業年度を一単位期間として、その期間内における事業の収益及び費用を把握して期間損益計算を行って営業成績を明らかにする。

（5）発生主義

現金主義では現金の異動に着目し、現金の異動があった時点でその事実について、収入と支出に分けて経理するのに対し、発生主義では経済価値の変動を伴うあらゆる事実について、その原因となる経済活動の発生時点で整理・記録しようとするもの。

官庁会計においては現金主義を採用し、公営企業会計においては発生主義を採用している。

（6）費用配分の原則

ある年度の期間損益の計算を行う場合、その年度に生じた収益と、その収益を得るために要した費用を対応させて認識すること。具体例としては減価償却費等が挙げられる。

（7）収益的収入及び支出（3条予算）

サービスの対価としての料金収入と、サービスの提供に要する支出からなっている。年度内の企業活動により予定される収益とそれに対応する費用が現金の出入りがあるかないかに拘らず計上される。地方公営企業法施行規則別記第1号の予算様式第3条に示されているところから、一般に3条予算と呼ばれている。

（8）資本的収入及び支出（4条予算）

公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出からなっている。原則として現金の動きを伴うもののみが計上される。地方公営企業法施行規則別記第1号の予算様式第4条に示されているところから、一般に4条予算と呼ばれている。

（9）公営企業繰出金（一般会計繰入金）

地方公営企業の経費のうち①経費の性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、②当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費で政令で定めるものは、一般会計等において負担することとされている。この経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省より各地方公共団体に通知されている。

（10）長期前受金戻入

補助金等を財源として、固定資産等の取得又は改良をした場合、当該補助金等の額を長期前受金勘定（負債）に計上する。この固定資産等の減価償却等を行う際に、減価償却等に対応する額を長期前受金戻入勘定で損益計算書へ計上（収益化）する。

（11）減価償却費

固定資産は、使用によってその経済的価値が減少していくが、この減少額を、その資産の耐用年数に渡って毎事業年度の費用として配分することを減価償却という。

（12）資産減耗費

固定資産を除却したことにより、減価償却費として費用化していない額を費用計上するもの。

（13）企業債

地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるために、地方公共団体が外部から資金を調達することで負担する一会计年度を超える長期の借入金。

长期の借入を行うことで、それらの施設を利用して便益を受ける後世代の住民と、現世代の住民の間で、費用負担を適切に分かつことを可能とする。

（14）過年度損益修正損

通常の業務活動以外で生じる費用（特別損失）のうち、過年度損益を修正することによる発生する費用。過年度の漏水認定等によるものがある。

（15）建設改良債

多額な建設を行うための費用に充てるための地方債。

（16）資本費平準化債

企業債の元金償還期間と事業用施設の減価償却期間が異なることにより生じる元金償還額と減価償却費の差額を後年度に繰り延べて平準化するために発行する地方債。

（17）建設改良費

固定資産の新規取得又はその価値の増加のために要する経費。

（18）損益計算書

一営業期間における企業の経営成績を明らかにするために、その期間中に得たすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載し、純損益とその発生の由来を表示した報告書。

（19）貸借対照表

企業の財政状態を明らかにするため、一定の時点において当該企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書。

（20）建設仮勘定

固定資産の建設等において、その事業のために供した経費のこと。年度末の工事終了後に資産勘定に振り替える。

（21）引当金

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もれる場合に、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として負債又は資産へ計上する。

（22）賞与引当金

通常6月に支給される期末手当及び勤勉手当が、前年の12月から翌年5月までの労働の対価として支払われる性質であることに鑑み、3月の年度末の段階においても、12月から3月までの支払義務が実質的に発生していると捉え、その時点で発生している額を費用計上するもの。

（23）法定福利費引当金

賞与引当金と同様に、6月に支給される期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費のうち、12月から3月までに発生しているみなされる額を費用計上するもの。

（24）貸倒引当金

将来的に回収不能となる恐れの高い未収金（下水道使用料）等について、その見込額を資産の部に控除項目として計上すること。

（25）剰余金

企業の正味財産（資産と負債の差額）のうち資本金を超えた額をいい、その発生理由により、資本剰余金と利益剰余金に区分される。

（26）補てん財源

資本的収入が資本的支出に不足する場合、企業内部に留保している資金により不足分の財源を補てんしなければならない。その不足する財源に充てられる内部留保資金を補てん財源という。減価償却費等の現金支出を伴わない費用によって企業内に留保される資金があげられる。